

# 平成24年2月定例会

## 議案説明資料

## 予算に関する説明書

(平成24年度当初予算等関係)

## 福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の6月補正後予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成24年2月定例会議案説明資料目次

## 【予算関係】

福祉保健部

### (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	1
		福祉保健課	2
		障がい福祉課	29
		長寿社会課	83
		子育て応援課	127
		青少年・家庭課	160
		子ども発達支援課	189
		健康政策課	209
		医療政策課	245
		医療指導課	307
	2 歳入歳出事項別明細書		316
	3 節の明細		324
	4 債務負担行為に関する調書	長寿社会課ほか	340

### (特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	平成24年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		
	1 総括表	青少年・家庭課	359
	2 歳入歳出事項別明細書	"	360
	3 予算説明資料	"	362
	4 歳入歳出事項別明細書		363
	5 節の明細		364
	6 債務負担行為に関する調書	青少年・家庭課	365
7 地方債に関する調書	"	367	

## 【予算関係以外】

### (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第33号	鳥取県児童福祉法施行条例の設定について	子ども発達支援課	368
議案第47号	鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について	福祉保健課	370
議案第48号	鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について	障がい福祉課	372
議案第49号	鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について	子育て応援課	381
議案第50号	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	子ども発達支援課	385
議案第60号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について	医療政策課	391
議案第61号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	長寿社会課	397
議案第87号	鳥取県基金条例の一部改正について	長寿社会課ほか	402

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考	
				国庫支出金	起債	その他		
(一般会計)								
福祉保健課	6,047,746	6,804,103	△ 756,357	612,119		363,694	5,071,933	
障がい福祉課	6,826,545	8,817,494	△ 1,990,949	934,245		471,606	5,420,694	
長寿社会課	10,439,592	10,536,823	△ 97,231	151,446		1,433,910	8,854,236	
子育て応援課	5,606,485	5,594,584	11,901	637,137		367,837	4,601,511	
青少年・家庭課	2,221,091	2,513,117	△ 292,026	851,112		116,448	1,253,531	
子ども発達支援課	969,527	1,595,756	△ 626,229	177,984		425,904	365,639	
健康政策課	1,808,382	1,993,886	△ 185,504	533,514	12,000	449,354	813,514	
医療政策課	6,415,508	4,817,837	1,597,671	197,877		2,835,912	3,381,719	
医療指導課	12,803,583	11,717,308	1,086,275	68,826		1,493,247	11,241,510	
一般会計合計	53,138,459	54,390,908	△ 1,252,449	4,164,260	<7,200> 12,000	7,957,912	41,004,287	県費負担 41,011,487

説明

1 子育て王国ととりの推進

- ・子育て王国ととり推進事業
  - ・ととりイクメンプロジェクト推進事業
  - ・(新)発達障がい支援人材育成・配置事業  
(発達支援コーディネーター養成事業)
  - ・(新)婚活応援！推進事業
  - ・(新)今から始める！いつかはパパママ事業
- 2 「支え愛」のまちづくりの展開
- ・(新)鳥取型地域生活支援システムモデル事業  
(居場所づくり事業)
  - ・(新)鳥取型地域生活支援システムモデル事業  
(地域コミュニティホーム事業)
  - ・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業
  - ・障がい者就労継続事業所工賃3倍計画事業
  - ・(新)成年後見支援センター運営支援事業
  - ・支え愛ボランティア養成組織化事業

3 安心医療と健康づくり

- ・(新)腎センター整備・設置事業
  - ・感染症病床整備事業
  - ・がん検診充実事業
  - ・(新)がん検診受診率向上緊急プロジェクト  
～ほっと安心！みんなで”はじめる・つづける”  
がん検診～
  - ・臨時特例医師確保対策等奨学金貸与事業
  - ・(新)鳥取県地域医療支援センター設置事業
  - ・看護職員充足対策費
  - ・(新)ウォーキング立県ととり事業  
～日常生活ウォーキングの普及～
- 4 災害に強い地域づくり
- ・(新)被ばく医療体制整備事業
  - ・(新)災害時の情報伝達手段充実事業
  - ・DMAT(災害派遣医療チーム)体制整備事業
  - ・(新)災害時に強い医療機関整備事業

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課 (内線：7858)

12目 諸費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	148,000	148,000	0				148,000	
トータルコスト	148,000千円 (前年度 148,000千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>平成23年度以前の福祉保健部内の国庫(負担)補助事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫(負担)補助金を返還することに要する枠予算である。</p>								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7145)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉審議会費	2,772	2,744	28				2,772	
トータルコスト	3,577千円 (前年度3,543千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	審議会開催に係る調整・資料作成、経費支出事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>社会福祉審議会の開催に要する経費である。</p> <p>【鳥取県社会福祉審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○根拠 社会福祉法、鳥取県社会福祉審議会条例</li> <li>○委員数 35名(委員26名、臨時委員9名)</li> <li>○専門分科会 民生委員審査専門分科会、心身障害福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会</li> <li>○委員の構成 市町村社協、ボランティア団体、民生児童委員、高齢者関係団体、障がい者関係団体、児童・母子関係団体、医師会、鳥取大学、県議会、青少年・文化団体、社会福祉士会、市町村から委員を選出</li> </ul>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
生活福祉資金貸付事業等補助事業	32,974	34,915	△1,941	13,876		(基金繰入金) 5,222	13,876											
トータルコスト	33,779千円（前年度 35,714千円） [正職員：0.1人]																	
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務																	
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進																	
事業内容の説明	【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】																	
1 事業の目的・概要	<p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の実施のために助成する経費である。</p>																	
2 主な事業内容	<p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 10/10 [国1/2、県1/2] ※市社会福祉協議会相談員経費については、鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を充当。</p> <p>(3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費（人件費等） （予算額：人件費 15,139千円、事務費 17,835千円）</p> <p>(4) 生活福祉資金貸付制度の概要 低所得者等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、総合支援資金など必要な資金（4種類）を貸し付ける制度。 経済状況の悪化による失業者、低所得者の急増等を背景に、平成21年10月に改正され、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げ等、利用しやすい制度となった。</p> <p>(5) 昨年度との変更点 相談及び貸付件数の増加等に対応するため、昨年度は、県社協の相談員を1名配置したが、相談・申請の大多数を占める総合支援資金の相談・申請件数の減及び手続き事務の効率化により、本年度は担当職員のみでの対応が可能となったため、相談員は配置しない。</p>																	
【貸付件数の推移】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>25件</td> <td>221件</td> <td>334件</td> <td>238件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度は12月末現在の貸付件数</p>									平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	貸付件数	25件	221件	334件	238件
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度														
貸付件数	25件	221件	334件	238件														

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
生活福祉資金利子補給事業	501	840	△339				501													
トータルコスト	1,306千円 (前年度 1,639千円) [正職員: 0.1人]																			
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務																			
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の償還利子相当額を軽減するために要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 県10/10</p> <p>(3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る借受人の償還利子年3%を年1%に軽減し、利子軽減額(2%分)を補助する。 (予算額: 生活福祉資金分 192千円、離職者支援資金分 309千円)</p> <p>(4) 生活福祉資金貸付制度の改正</p> <p>当該制度は、平成21年10月に改正され、貸付利子が引き下げられたため、新規貸付に係る利子補給は行わないが、旧制度の借受人による償還は継続するため、当事業は継続する。</p>																				
更生保護団体助成事業	200	200	0				200													
トータルコスト	1,005千円 (前年度999千円) [正職員: 0.1人]																			
主な業務内容	社会を明るくする運動関連事務、補助金交付事務																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" data-bbox="159 1635 1197 1747"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額(千円)</th> <th>実施主体</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県更生保護給産会補助金</td> <td>80</td> <td>鳥取県更生保護給産会</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>鳥取県更生保護観察協会補助金</td> <td>120</td> <td>鳥取県更生保護観察協会</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額(千円)	実施主体	摘要	鳥取県更生保護給産会補助金	80	鳥取県更生保護給産会	定額	鳥取県更生保護観察協会補助金	120	鳥取県更生保護観察協会	定額
区分	予算額(千円)	実施主体	摘要																	
鳥取県更生保護給産会補助金	80	鳥取県更生保護給産会	定額																	
鳥取県更生保護観察協会補助金	120	鳥取県更生保護観察協会	定額																	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立社会福祉保健 施設環境改善事業	40,850	39,228	1,622				40,850	
トータルコスト	42,459千円（前年度40,826千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	施設の維持修繕							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>福祉保健部所管施設の維持修繕について、各施設の実態を踏まえた適正な施設の維持管理を行う事業である。</p>								
福祉職員の専門性 向上事業	3,587	3,590	△3				3,587	
トータルコスト	5,196千円（前年度6,785千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	研修会の開催、研修経費支出事務							
工程表の政策目標（指標）	県の福祉専門職員の資質向上							
事業内容の説明								
<p>福祉先進県づくりの推進のため、福祉専門職員の専門性向上に資する研修を体系的に実施するための経費である。</p>								
（単位：千円）								
研 修 内 容								予算額
福祉専門職等に対する研修								668
職場外研修への参加企画に対する支援、派遣研修等								2,639
福祉・保健・医療行政新任者に対する研修								15
福祉研究発表会								265
合 計								3,587

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
社会福祉統計調査費	1,221	1,221	0	1,221																
トータルコスト	8,462千円(前年度8,410千円) [正職員：0.9人 非常勤職員：0.2人]																			
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ、国への報告																			
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上																			
事業内容の説明																				
<p>社会福祉統計調査、国民生活基礎調査等に要する経費である。</p> <p>【主な統計調査】</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>調査時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査(所得票)</td> <td>7月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>介護サービス施設・事業所調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎年</td> </tr> </tbody> </table>									調査名	調査時期	調査周期	国民生活基礎調査(所得票)	7月予定	毎年	社会福祉施設等調査	10月予定	毎年	介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年
調査名	調査時期	調査周期																		
国民生活基礎調査(所得票)	7月予定	毎年																		
社会福祉施設等調査	10月予定	毎年																		
介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年																		
福祉保健部管理運営費(民生費)	8,412	10,934	△2,522			(雑入) 12	8,400													
トータルコスト	116,228千円(前年度117,973千円) [正職員：13.4人 非常勤職員：1.0人]																			
主な業務内容	部・課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整・対応、人事管理、知事表彰・叙勲・褒章事務																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p>福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。</p>																				
救護事業費	1,183	1,093	90				1,183													
トータルコスト	1,183千円(前年度1,093千円) [正職員：0.0人]																			
主な業務内容	行旅死亡人等の取扱に要する費用の支払																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p>行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引き取り及び取扱いに要する経費である。</p>																				



事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	12,535	12,525	10			33	12,502	
トータルコスト	36,673千円(前年度 31,696千円) [正職員：3.0人 非常勤職員：3.0人]							
主な業務内容	社会福祉法人指導監査							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図るため、指導監査を行うとともに、各種研修会等を実施する。</p> <p>なお、平成24年度より更に監査体制を強化するため、法人指導監査員を1名増員する。(非常勤の法人指導監査員[銀行OB等、財務諸表に精通した者]の増員。現状：1名⇒24年度：2名)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1)社会福祉法人指導監査の充実 [11,836(前年度11,826)千円] 社会福祉法第56条に基づき社会福祉法人の運営の適正化を指導するための法人指導監査を実施する。</p> <p>(2)各種研修会の実施 [699(前年度699)千円] 法人の役職員及び県の監査担当者の資質向上を図るため各種研修会等を実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>昨年度に発生した社会福祉法人による不適正な会計処理事案を受け、社会福祉法人指導監査の適正かつ効率的な実施を図ることを目的として、下記のとおり監査の充実を図った。</p> <p>(1)監査体制の充実</p> <p>平成22年度より、財務・会計に関する高度な専門的知識を有する公認会計士を特別職の非常勤職員に任命し、公認会計士の専門的知識を活かして決算的的確性並びに事務、事業の経理に係る不正・不当事項等がないかを重点に監査を行っている。その結果、23年度には指導中の社会福祉法人に対する第2回目の改善措置命令につながった。</p> <p>また、従来、監査にかける日数を1法人1日程度としていたが、注意を要する法人については監査日数を増やして、より厳密に監査を行った。</p> <p>(2)施設監査との連携</p> <p>施設監査を担当している各福祉保健局と合同で法人監査を実施するなど、施設監査と法人監査の連携を図った。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【法人数】113法人(平成24年1月現在)</li> <li>○【23年度監査実施法人数】59法人(うち、公認会計士同行法人：9法人)。</li> <li>○【22年度監査実施法人数】45法人(うち、公認会計士同行法人：8法人)。</li> </ul> <p>※法人指導監査の頻度は、原則2年に1度であるが、過去の監査指摘が多い等、より徹底した指導を必要とする法人については毎年実地監査を行い、状況に応じて何度でも随時監査を行っている。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人育成事業	162,413	197,726	△35,313				162,413	
トータルコスト	165,631千円(前年度200,921千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金【一般事業】(継続) [118,000(前年度142,500)千円]  社会福祉法人等(市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。)が経営する社会福祉施設の運営費(人件費・事務費)を助成する。  (補助率：定額 [1施設あたり2,500千円])</p> <p>(2) 福祉施設経営指導事業補助金(継続) [5,604(前年度6,004)千円]  社会福祉法人・施設を対象とした経営指導事業を行う鳥取県社会福祉協議会に対して、人件費・研修開催費等を補助する。  (補助率：10/10)</p> <p>(3) 福祉医療機構資金借入金利子補助金(継続) [38,809(前年度49,222)千円]  社会福祉法人等に対して、平成17年3月31日までに社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から施設整備のために借入を行った支払利子の1/2または1/4を補助する。  平成23年度から、独立行政法人福祉医療機構から民間金融機関へ借換えた場合の支払利子も補助対象に加えて、低利融資への借換えを促進し補助額の削減及び社会福祉法人等の債務削減を図っている。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	11,772	12,500	△728				11,772	
トータルコスト	14,990千円（前年度 15,695千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 老朽化施設改修								
財政基盤が脆弱な社会福祉法人等が行う老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。								
【対象施設】								
社会福祉法人等が経営する社会福祉施設（介護保険対象施設・ケアハウスを除く。）								
※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人を除く。								
※高額繰越金等を有する施設は除く。								
【補助対象事業】								
設置後10年以上が経過した施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備）の改修・修繕。								
※総事業費が50万円以上1,000万円未満（通所・利用施設は上限は500万円未満）のものが対象。								
【補助率等】								
①補助対象経費の3/4（施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設）								
②補助対象経費の1/2（施設の利用が概ね施設所在地の市町村の住民に限られる施設）								
【負担割合】								
①の施設 県3/4、事業主体1/4								
②の施設 県1/2、事業主体1/2								
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	180,240	167,721	12,519				180,240	
トータルコスト	181,045千円（前年度 168,520千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に補助金を交付し、民間社会福祉施設職員の待遇改善及び入所者サービスの充実、施設経営の安定を図る。								
2 主な事業内容								
社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。								
（負担割合：国1/3、県1/3、施設1/3）								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金造成事業	3,170	4,727	△1,557			(財産収入) 3,170		
トータルコスト	3,170千円（前年度 4,727千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	基金運用利息に関する事務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉施設等の耐震化等のための整備を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（平成21年度～24年度）の運用益の積立てである。</p> <p>（基金の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金造成額 2,267,641千円（平成21年6月及び9月補正において造成）</li> <li>・基金運用益 12,193千円（平成23年度分まで） &lt;平成24年度運用益見込み：3,170千円&gt;</li> <li>・取崩予定額 167,198千円（平成23年度分まで）</li> <li>・基金事業</li> </ul> <p>火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を支援する。</p>								
障がい者等県立施設利用促進事業	1,694	1,400	294				1,694	
トータルコスト	2,499千円（前年度 2,199千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県立障がい者等利用施設の使用料を減免し、障がい者等の社会参加の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障がい者、高齢者の県立施設の利用促進を図るため、県立の障害者体育センターが障がい者、高齢者に対する使用料を減免する場合に当該減免相当額を補填する。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	933	935	△2				933	
トータルコスト	5,761千円（前年度 5,728千円）．[正職員：0.6人]							
主な業務内容	評価推進委員会の開催、評価調査者研修、評価機関の指導・監督							
工程表の政策目標（指標）	第三者評価を受審した福祉施設数の増（目標値：年間50施設）．							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価することによって、福祉サービスの質の向上を図る。

- ・第三者の評価を受けることで、各事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上の取組につなげる。
- ・評価結果をインターネット等で開示することにより福祉サービスの選択の際の情報提供を推進する。

2 主な事業内容

県は、評価推進委員会の開催、評価機関の認証及び評価調査者継続研修を行う。

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
評価推進委員会	314	・学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費（年3回） ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等
評価調査者継続研修	320	・県が登録した「評価調査者」の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修。
評価機関の指導・監督、その他	299	・監督・指導及び関係機関との連携に要する事務費 ・旅費、印刷費等事業の運営に要する事務費
合計	933	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉サービス利用者苦情解決事業	8,135	8,040	95	4,067			4,068	
トータルコスト	8,940千円(前年度 8,839千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。

2 主な事業内容

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に設置される「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して助成する。(補助率：10/10[国1/2、県1/2])

(単位：千円)

区分	予算額	内容
事務局運営費	6,180	事務局人件費等
会議開催経費 (運営適正化委員会2回) (苦情解決小委員会6回)等	1,082	運営適正化委員会の開催経費等
広報、啓発活動費等	873	パンフレット製本費等
合計	8,135	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
鳥取県厚生事業団 「皆生みどり苑」 解体撤去費補助金	40,784	0	40,784				40,784																									
トータルコスト	40,784千円(前年度0千円) [正職員：0.0人]																															
主な業務内容	補助金交付事務																															
工程表の政策目標(指標)	-																															
事業内容の説明																																
1 事業の目的・概要																																
<p>社会福祉法人鳥取県厚生事業団が所有する「皆生みどり苑」の解体撤去工事が平成23年度に完了したため、県と同法人が平成17年3月31日に締結した鳥取県立社会福祉施設移管契約書に基づいて、施設解体撤去費の補助を行う。</p>																																
2 主な事業内容																																
<p>鳥取県厚生事業団へ移管した以下の施設(元県立施設)について、老朽化した施設の改築を促進し、利用者にとってより快適な生活に繋げることを目的として施設の解体撤去費に補助金を交付する。</p> <p>なお、当該補助については、平成17年度に債務負担行為で計上されている。</p> <p>①債務負担行為の期間・・・平成18年～平成40年度(22年間)</p> <p>②補助対象施設</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者福祉センター厚和寮</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目127</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センター友愛寮</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-1</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センターつばさ園</td> <td>鳥取市伏野2259-43</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センターあさひ園</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-1</td> </tr> <tr> <td>西部やまと園</td> <td>西伯郡南部町阿賀15</td> </tr> <tr> <td>羽合ひかり園</td> <td>東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2</td> </tr> <tr> <td>白兎はまなす園</td> <td>鳥取市伏野2256-1</td> </tr> <tr> <td>三津白寿園</td> <td>鳥取市三津869-7</td> </tr> <tr> <td>巖城はごろも苑</td> <td>倉吉市巖城920-1</td> </tr> <tr> <td>皆生みどり苑</td> <td>米子市皆生新田二丁目3-1</td> </tr> <tr> <td>境港通勤寮</td> <td>境港市外江町3413-3</td> </tr> </tbody> </table>									施設名	住所	障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113-1	障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259-43	障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113-1	西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2	白兎はまなす園	鳥取市伏野2256-1	三津白寿園	鳥取市三津869-7	巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1	皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-1	境港通勤寮	境港市外江町3413-3
施設名	住所																															
障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127																															
障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113-1																															
障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259-43																															
障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113-1																															
西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15																															
羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2																															
白兎はまなす園	鳥取市伏野2256-1																															
三津白寿園	鳥取市三津869-7																															
巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1																															
皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-1																															
境港通勤寮	境港市外江町3413-3																															
③補助金の額																																
<p>県立施設であった年数を当該施設の耐用年数で除した割合に応じた額</p>																																
3 これまでの取組状況、改善点																																
<p>施設の解体撤去に関する補助は、今回が最初である。</p>																																
(※：厚生事業団の概要)																																
<p>社会福祉法人鳥取県厚生事業団は、県立社会福祉施設を管理するため、昭和45年3月に県が出資して設立した団体である。</p> <p>その後、県から独立した団体として平成17年4月、管理委託していた14施設のうち、11施設を移管、残り3施設については、指定管理者とした。</p> <p>現在は、県の一定の関与(交付金等)を残しつつも、県から独立した団体として、自主的な経営基盤を確立するなど、主体性を尊重することされている。</p>																																

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心のバリアフリー推進事業	54,606	72,388	△17,782			(基金繰入金) 2,239 (貸付金元利収入) 50,147	2,220	

トータルコスト 59,434千円 (前年度77,181千円) [正職員：0.6人]

主な業務内容 制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、協議会の開催

工程表の政策目標(指標)

—

事業内容の説明 【「とっとり支え愛基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県民一人一人へバリアフリーに関する意識の浸透を図り、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進するために要する経費である。

2 主な事業内容

(単位：千円)

項 目	内 容	予算額
ハートフル駐車場利用証制度	公共的施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配布 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配布 ○制度周知用チラシの作成、配布	2,239
普及啓発	・小学生向け冊子の作成 ・福祉のまちづくり施設基準適合証の交付 ※県民への訴求効果の高い普及啓発は別事業で実施 (H24年度は障がい福祉課において実施)	1,019
推進体制整備	・福祉のまちづくり推進協議会の実施等	1,201
民間施設の整備支援	民間施設整備に係る金融機関への預託 新規貸付廃止以前に行われた貸付け (H9～17年度)に係る県の金融機関に対する預託等に要する経費 ※平成17年度をもって新規貸付は廃止。 ※上記預託については、平成27年度に終了予定	50,147
合 計		54,606

3 これまでの取組状況、改善点

- ・車いす使用者等用駐車場の適正利用を図るため、平成21年10月1日より開始したハートフル駐車場利用証制度に関する協力施設増加のため、個別施設訪問・関係団体訪問を行った。  
利用証交付数 3,344件 (H24.1.13現在) 協定施設数 374施設 (H24.1.23現在)
- ・協力していただける民間の施設がまだ少ないため、今後協力施設を増やしていく必要がある。  
また、健全者及び利用者などへ、ゆずりあいの心による制度である旨の周知徹底が重要である。
- ・利用者の利便性の向上を図るため、同制度を導入している県と利用証の相互利用を行っている。  
平成23年7月1日からは中国・四国地方全9県で相互利用が可能となっている。  
また、同制度を導入している24府県において、平成24年4月1日より相互利用開始を予定している。



（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	598	652	△54			(財産収入) 598		
トータルコスト	598千円（前年度 652千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	基金運用利息に関する事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の運用益を積立てする経費である。</p> <p>(基金の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基金造成額 375,138千円</li> <li>基金充当事業</li> </ul> <p>(1) 住宅手当緊急特別措置事業</p> <p>離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。</p> <p>(2) 被保護者自立（就労）支援事業</p> <p>就労支援専門員を福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者（生活保護受給者）に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。</p> <p>(3) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>社会福祉協議会に相談員を配置し、相談支援体制を充実する。</p>								
<地方機関計上予算> 福祉のまちづくり 条例西部地区推進 事業	167	167	0				167	
トータルコスト	3,385千円（前年度 3,362千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	障がい者との交流事業の実施、体験発表会の開催							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部圏域において、県民一人ひとりが、障がいのある人を受け入れる心の理解を深め、ひとに優しいまちづくりを推進していくための経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>療育キャンプ交流事業</p> <p>(1) ピノキオの会（心身に障がいのある児・者を持つ家族の会）が開催する療育キャンプに、西部管内の中学生がボランティアとして参加する。</p> <p>【実施時期】平成24年10月頃</p> <p>【参加者】中学生14名（7校×2名）及び参加校教師、行政関係者</p> <p>【事業期間】平成22年度～平成24年度</p> <p>(2) ボランティアとして参加した生徒による体験発表会、保護者・療育専門家による講演会を実施し、障がい者理解の普及を図る。（参加校毎に実施）</p> <p>【実施時期】平成24年10月下旬～11月上旬</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[終了] 中国地区医療社会 事業大会開催補助 事業	0	100	△100					
トータルコスト	0千円（前年度 100千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容								
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>医療ソーシャルワーカーの資質向上と、医療社会事業の普及、医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的として、鳥取県医療社会事業協会に対し「第45回中国地区医療社会事業大会」の開催経費の一部を助成した。（中国5県持ち回り開催）</p>								
[終了] 東日本大震災保健医 療人員派遣経費	0	56,924	△56,924					
トータルコスト	0千円（前年度 56,924千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容								
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>東日本大震災に係るDMAT（災害発生時における災害派遣医療チーム）、医療救護班、保健師及び児童福祉関係職員の被災地派遣について、平成23年度をもって終了するため。</p>								

6目 遺家族等援護費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族等援護事業	13,507	13,846	△339	8,851		(手数料) 10 (受託収入) 214 (雑入) 22	4,410	
トータルコスト	26,381千円(前年度26,627千円)[正職員:1.6人 非常勤職員:2.4人]							
主な業務内容	特別給付金等の裁定、恩給等の進達、療養費支給請求に対する支払、慰霊祭開催							
工程表の政策目標(指標)	適正な援護の実施							

事業内容の説明

戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。

(単位:千円)

区 分	予算額	内 容
戦没者慰霊等援護事業	4,230	県戦没者慰霊祭等の慰霊事業の執行及び旧陸軍墓地の維持管理の実施並びに社会福祉事業功労に対する表彰
戦傷病者遺族等援護費	7,917	旧軍人・軍属等の公務上の死亡又は傷病に対し本人若しくは遺族に対して支給する各種給付金等に係る事務、戦傷病者に対する療養給付等の実施
中国残留邦人等支援事業	922	中国残留邦人等の永住帰国及び自立支援
恩給等事務処理費	438	旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達並びに各種年金通算等に係る軍歴の調査・証明
合 計	13,507	

3項 生活保護費

福祉保健課 (内線: 7859)

1目 生活保護総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源																						
保護行政費	33,269	42,148	△8,879	8,194		24	25,051																						
トータルコスト	101,660千円 (前年度 119,632千円) [正職員: 8.5人 非常勤職員: 1.0人]																												
主な業務内容	福祉事務所の監査、保護の決定及び調査、被保護者の訪問指導																												
工程表の政策目標(指標)	—																												
事業内容の説明																													
1 事業の目的・概要 生活保護に係る各種の調査、監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。																													
2 主な事業内容 生活保護に係る各種の調査、監査、適正化対策事業の実施に要する経費である。 (単位: 千円)																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査委託事業</td> <td>350</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>法施行事務費</td> <td>18,855</td> <td>国1/2・県1/2、県10/10</td> </tr> <tr> <td>生活保護適正実施推進事業</td> <td>13,709</td> <td>国10/10、県10/10</td> </tr> <tr> <td>ホームレス全国調査事業</td> <td>55</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>中国・四国地区救護施設研究協議大会開催補助事業</td> <td>300</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33,269</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	財源	監査委託事業	350	国10/10	法施行事務費	18,855	国1/2・県1/2、県10/10	生活保護適正実施推進事業	13,709	国10/10、県10/10	ホームレス全国調査事業	55	国10/10	中国・四国地区救護施設研究協議大会開催補助事業	300	県10/10	合計	33,269	
区分	予算額	財源																											
監査委託事業	350	国10/10																											
法施行事務費	18,855	国1/2・県1/2、県10/10																											
生活保護適正実施推進事業	13,709	国10/10、県10/10																											
ホームレス全国調査事業	55	国10/10																											
中国・四国地区救護施設研究協議大会開催補助事業	300	県10/10																											
合計	33,269																												
○昨年度との主な変更点																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村福祉事務所設置に伴い、東部及び日野福祉事務所が廃止となるため、当該福祉事務所分の経費を減額する。</li> <li>・平成24年度に鳥取県で開催される、中国・四国地区救護施設研究協議大会の開催経費の一部を助成する。</li> </ul>																													
<p>【実施主体】中国・四国地区救護施設協議会 (事務局: 救護施設ゆりはま大平園 (社会福祉法人敬仁会))</p>																													
住宅手当緊急特別措置事業	1,730	1,730	0			(基金繰入金) 1,730																							
トータルコスト	4,144千円 (前年度 4,126千円) [正職員: 0.3人]																												
主な業務内容	住宅手当の支給事務																												
工程表の政策目標(指標)	—																												
事業内容の説明 【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】																													
1 事業の目的・概要 離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。																													
2 主な事業内容																													
(1) 実施主体 県(市部及び福祉事務所設置町村は各市町村が実施)																													
(2) 支給額 生活保護の住宅扶助の特別基準額以内																													
(3) 支給期間 6ヶ月を限度(ただし3ヶ月延長可能)																													
(4) 支給要件(主なもの)																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年10月以降に離職した者</li> <li>・世帯の生計維持中心者</li> <li>・収入が基準額未満の者</li> <li>・預貯金50万円以内(単身世帯)</li> </ul>																													
(5) その他 支給期間中は常用就職に向けた就職活動を行わなければならない。																													

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被保護者自立(就労)支援事業	7,140	10,633	△3,493			(基金繰入金) 7,105 (雑入) 35		

トータルコスト 7,140千円(前年度 10,633千円) [正職員:0.0人 非常勤職員:2.0人]

主な業務内容 被保護者に対する就労支援

工程表の政策目標(指標) 稼働層の自立促進

事業内容の説明 【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

就労支援専門員を県福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者(生活保護受給者)に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 県福祉事務所

(2) 財源内訳 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金

(3) 就労支援専門員の主な業務

- ・被保護者に対し、求人・職業訓練等の情報を収集し、情報提供する。
- ・被保護者に対し、就労意識の向上や職業選択等の助言・指導を行う。
- ・被保護者に対し、公共職業安定所での就職活動、履歴書の書き方等の指導・援助を行う。
- ・公共職業安定所等との連絡調整を行う。

(4) 昨年度との変更点

町村福祉事務所設置に伴い、東部福祉事務所が廃止となるため、当該福祉事務所分の経費を減額する。

3 就労支援の実施状況

年度	就労支援対象者数	就労開始者数	増収者数
平成18年度	42人	4人	5人
平成19年度	52人	11人	4人
平成20年度	73人	17人	1人
平成21年度	95人	22人	7人
平成22年度	110人	35人	1人

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
離職者等生活困窮者支援事業	40,266	46,263	△5,997			(基金繰入金) 40,266		
トータルコスト	42,680千円（前年度 48,659千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金の支払に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進							
事業内容の説明								【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の充当事業である住宅手当緊急特別措置事業、就労支援専門員配置事業に関して、各市及び福祉事務所を設置している町村へこれらの事業に必要な経費を補助金として支出する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 以下の事業の必要経費を各市町村へ補助金として支出する。（補助率 10/10）</p> <p>(1) 住宅手当緊急特別措置事業 【事業の内容】 離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。 （国の実施要領に基づき、平成21年10月から全国及び本県で実施中） 【実施主体】 市及び福祉事務所を設置している町村 【予算額】 32,945千円</p> <p>(2) 就労支援専門員配置事業 【事業の内容】 就労支援専門員を福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者（生活保護受給者）に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。 【実施主体】 市及び福祉事務所を設置している町村 【予算額】 7,321千円</p>								

2目 扶助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源										
扶助費	631,764	1,240,442	△608,678	307,364		2,000	322,400										
トータルコスト	667,971千円（前年度 1,313,133千円） [正職員：4.5人 非常勤職員：2.0人]																
主な業務内容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務、見舞金支給事務																
工程表の政策目標（指標）	—																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的・概要 生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。</p> <p>2 主な事業内容 生活に困窮する者の最低限度の生活の保障、市及び福祉事務所を設置する市町村が保護した住所不定者への負担金の支給等に要する経費である。</p> <p>(1) 生活保護費 411,819千円 (国3/4、県1/4)</p> <p>(2) 住所不定者扶助費負担金 196,005千円 (県10/10)</p> <p>(3) 単県見舞金 23,940千円 (県10/10)</p> <p>(4) 昨年度との変更点 平成24年4月に4町（若桜町、八頭町、琴浦町及び日野町）が福祉事務所を設置することに伴い生活保護費の県負担額が減少した。</p> <p>【参考：保護の動向（全県）】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年11月末</th> <th>23年11月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯</td> <td>4,649世帯</td> <td>4,954世帯</td> </tr> <tr> <td>被保護人員</td> <td>6,592人</td> <td>6,984人</td> </tr> </tbody> </table>									区分	22年11月末	23年11月末	被保護世帯	4,649世帯	4,954世帯	被保護人員	6,592人	6,984人
区分	22年11月末	23年11月末															
被保護世帯	4,649世帯	4,954世帯															
被保護人員	6,592人	6,984人															

4項 災害救助費

福祉保健課（内線：7142）

1目 救助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
東日本大震災避難被災者生活支援金	4,500	20,000	△15,500				4,500										
トータルコスト	4,500千円（前年度20,000千円）[正職員：0.0人]																
主な業務内容	制度の運用																
工程表の政策目標（指標）	—																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成23年東日本大震災で被災した方々が、被災地から避難して本県に居住された場合に、当面の生活費を民間の寄附と県費をあわせた形で「東日本大震災避難被災者生活支援金」として支給することで、その方の生活再建を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>次の①から③のいずれかに該当する世帯（者）で、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者）。</p> <p>① 従来住んでいた住宅が一部損壊等以上の被害を受けた世帯（者）</p> <p>② 福島県に居住していた世帯（者）</p> <p>③ 局地的に放射能の積算被ばく線量が許容量を超えるおそれがあるとして国が特定する地域（特定避難勧奨地点：ホットスポット）に居住していた世帯（者）</p> <p>※県内の学校等の避難所で、一時避難している世帯（者）は、その避難所等での滞在期間中は支給対象とならず、その後、賃貸借住宅等または親類宅等へ入居した時点で支給対象となる。</p> <p>(2) 支給額・方法</p> <p>&lt;支給額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住居対象</th> <th>賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)</th> <th>親類宅や知人宅、ホームステイ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;支給方法&gt;</p> <p>現金給付・口座振込のどちらか希望される方法により支給</p> <p>3 申請・相談の受付</p> <p>&lt;申請・相談窓口&gt;</p> <p>東部、中部、西部の各総合事務所県民局（平日午前8時30分～午後5時15分）</p> <p>&lt;相談受付&gt;</p> <p>八頭、日野の各総合事務所県民局、福祉保健課（平日午前8時30分～午後5時15分）</p>									住居対象	賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、ホームステイ等	世帯	30万円	30万円	単身者	15万円	10万円
住居対象	賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、ホームステイ等															
世帯	30万円	30万円															
単身者	15万円	10万円															



事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救助費	1,569	1,569	0	127			1,442	
トータルコスト	2,374千円（前年度2,368千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助事業の周知説明、災害見舞金支給事務（災害救助法適用外）							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>大規模な災害を被った都道府県へ見舞金を贈るため、また、県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者に見舞金を贈るために要する経費等である。</p>								
（単位：千円）								
内 容		予算額	財 源					
災 害 見 舞 金		1,200	県定額					
災害救助実務指導経費		254	国1/2、県1/2					
災害救助法施行事務担当者会議経費		115						
合 計		1,569						

2目 備蓄費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	715	1,538	△823			(財産収入) 715		
トータルコスト	1,520千円（前年度2,337千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助基金の運用依頼、同基金運用益の同基金繰入事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>災害救助法に基づく災害救助基金の運用益の積立に要する経費である。</p>								
<p>・平成23年度末基金残高見込額 238,606千円</p>								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

福祉保健課(内線:7142・7145)

1目 公衆衛生総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
衛生統計費	10,002	7,368	2,634	7,451		12	2,539	
トータルコスト	27,703千円(前年度24,942千円)[正職員:2.2人 非常勤職員:0.8人]							
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ、国への報告							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査等に要する経費である。								
【主な統計調査】								
調 査 名		実施時期		調査周期				
国民生活基礎調査(世帯票)		6月予定		毎年				
人口動態調査		毎月実施		毎年				
原爆被爆者保護費	188,635	199,322	△10,687	180,388		(雑入) 12	8,235	
トータルコスト	203,922千円(前年度214,499千円)[正職員:1.9人 非常勤職員:0.7人]							
主な業務内容	被爆者健康診断の実施、各種手当申請の審査・支払、療養費支給請求に対する支払							
工程表の政策目標(指標)	適正な援護の実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区 分	予算額	事 業 内 容						
原爆被爆者健康診断費	4,095	原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (国10/10)						
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成 (単県)						
原爆被爆者保護費	179,294	各種手当の認定及び支給事務、介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (国10/10)(国8/10・県2/10)(国1/2・県1/2)						
	570	鳥取県原爆被害者協議会の行う慰霊式典に対する助成等 (補助率4/5、国2/3・県1/3、単県)						
標準事務費	1,728	事業に係る標準事務費 (国10/10)(国1/2・県1/2)						
人件費	2,448	非常勤職員1名の人件費 (単県)						
合計	188,635							

福祉保健課（内線：7858）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営費（衛生費）	362	422	△60				362	
トータルコスト	362千円（前年度422千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明	<p>医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応や、中国ブロック衛生主管部局長会議及び全国衛生部長会に係る経費である。</p>							

3項 保健所費

福祉保健課（内線：7142・7139）

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	1,149	1,188	△39				1,149	
トータルコスト	1,954千円（前年度1,188千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	保健所との連絡調整、派遣研修内容検討							
工程表の政策目標（指標）	県の福祉専門職員の資質向上							
事業内容の説明	<p>保健所に関する指導及び管理、公衆衛生に関する業務に従事している保健師等の国立保健医療科学院が実施する研修等への派遣及び全国保健所長会に係る経費である。</p>							
保健所等情報システム管理運営事業	4,096	4,097	△1				4,096	
トータルコスト	6,510千円（前年度6,493千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	保健所ネットワークシステム関係課との連絡調整、保守料等の支払事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明	<p>保健所ネットワークシステム（保健・医療・福祉に関する情報を収集、分析するためのオンラインシステム）の運営に要する経費である。</p>							

東部総合事務所福祉保健局（電話：0857-22-5163）

中部総合事務所福祉保健局（電話：0858-23-3121）

西部総合事務所福祉保健局（電話：0859-31-9315）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
＜地方機関計上予算＞ 東部総合事務所福祉保健局運営費	17,054	16,490	564				17,054	
トータルコスト	73,376千円（前年度72,406千円）[正職員：7.0人]							
主な業務内容	保健所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
東部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
＜地方機関計上予算＞ 中部総合事務所福祉保健局運営費	3,894	4,042	△148				3,894	
トータルコスト	28,032千円（前年度28,006千円）[正職員：3.0人]							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
中部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
＜地方機関計上予算＞ 西部総合事務所福祉保健局運営費	27,140	25,372	1,768			(雑入) 21	27,119	
トータルコスト	56,910千円（前年度54,928千円）[正職員：3.7人 非常勤職員：2.3人]							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
西部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								

西部総合事務所福祉保健局(電話：0859-31-9315)

日野総合事務所福祉保健局(電話：0859-72-2080)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新) 西部総合事務所福祉保健局庁舎耐震調査業務委託	4,035	0	4,035	1,318			2,717	
トータルコスト	4,035千円(前年度0千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	庁舎建物の耐震性を確認するために必要な調査業務の委託							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明  庁舎建物(本館ならびに別館)の強度・耐震性を確認するため耐震診断調査を実施し、必要な対策を講じるための判断材料とするものである。								
<地方機関計上予算> 日野総合事務所福祉保健局運営費	809	2,606	△1,797				809	
トータルコスト	26,556千円(前年度28,168千円) [正職員：3.2人]							
主な業務内容	保健所の管理運営、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明  日野総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	4,339,363	4,386,457	△47,094	79,262		(使用料) 185,495 (手数料) 15,144 (基金繰入金) 1,000 (受託事業収入) 3,818 (弁償金) 468 (雑入) 44,182	4,009,994	

事業内容の説明

一般職員585名及び定数外職員12名の人件費である。

※上段（）内は定数外職員数

（単位：千円、人）

区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	687,372	98	700,971	99	4,943		(使用料) 130	682,299
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	2,136,036	291	2,140,810	292	45,320		(使用料) 185,495 (手数料) 551 (基金繰入金) 1,000 (受託事業収入) 3,818 (弁償金) 468 (雑入) 44,062	1,855,322
民生費	生活保護費	生活保護総務費	126,353	18	183,943	26	19,092			107,261
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	269,638	37	265,141	36	9,907		(手数料) 311	259,420
衛生費	保健所費	保健所費	630,218	88	632,299	88				630,218
衛生費	医薬費	医薬総務費	489,746	(12) 53	463,293	(10) 52			(手数料) 14,152 (雑入) 120	475,474
計			4,339,363	(12) 585	4,386,457	(10) 593	79,262		250,107	4,009,994

平成24年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7157)

2目 身体障がい者福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談 所費	5,081	5,127	△46				≐5,081	
トータルコスト	9,909千円 (前年度 9,920千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、入所調整会議、身体障害者の援護に係る各種研修の開催							
工程表の政策目 標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 身体障害者更生相談所が行う医学的・心理的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回相談事業、定期相談事業</li> <li>・障害程度審査委員会</li> <li>・地域リハビリテーション推進事業</li> <li>・リハビリテーション関係職員研修事業、市町村職員研修事業</li> </ul>								
身体障害者福祉大会 開催補助事業	150	5,389	△5,239				150	
トータルコスト	955千円 (前年度6,188千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目 標 (指標)	—							
事業内容の説明								
障がい者間の連携を深め、身体障がい者の自立と社会参加の促進を図る鳥取県身体障がい者福祉大会開催費の一部を助成する。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
身体障がい者福祉事業振興費(点字図書館運営費等補助金)	27,492	27,165	327	13,746			13,746													
トータルコスト	28,297千円(前年度 27,964千円)[正職員：0.1人]																			
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等																			
工提表の政策目標(指標)	-																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>点字刊行物、視覚障がい者用の録音物等を製作し、利用を促進するとともに、点訳を行う者の養成等を行う点字図書館の運営に必要な経費を助成することにより、視覚障がい者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>点字図書館運営費補助金(27,492千円)</p> <p>社会福祉法人が設置する点字図書館に対して運営費を助成する。(国1/2、県1/2)</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス点字図書館</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人鳥取県ライトハウス</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉3丁目18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等</td> </tr> <tr> <td>職員体制</td> <td>館長、司書(兼音声訳指導員)、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	施設名	鳥取県ライトハウス点字図書館	実施主体	社会福祉法人鳥取県ライトハウス	所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3	主な業務	点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等	職員体制	館長、司書(兼音声訳指導員)、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名
区分	内容																			
施設名	鳥取県ライトハウス点字図書館																			
実施主体	社会福祉法人鳥取県ライトハウス																			
所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3																			
主な業務	点字刊行物、盲人用の録音物の製作、貸出等																			
職員体制	館長、司書(兼音声訳指導員)、情報支援員、点字指導員、事務員各1名の計5名																			



## 3目 知的障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談 所費	2,050	2,050	0				2,050	
トータルコスト	22,165千円（前年度 22,020千円）〔正職員：2.5人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理的判定業務、各種研修の開催							
工程表の政策目 標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定や入所調整等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 ・相談及び判定業務 ・市町村職員等研修事業</p>								
知的障がい者団体広 報啓発事業補助金	490	4,233	△3,743				490	
トータルコスト	1,295千円（前年度5,831千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目 標（指標）	—							
事業内容の説明								
知的障がい児（者）の保護者を対象とした研修事業、社会啓発事業の実施に要する経費の助成を行う。								

## 8目 特別医療費助成事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業費	1,537,355	1,502,506	34,849				1,537,355	

トータルコスト 1,540,573千円 (前年度1,505,702千円) [正職員: 0.4人]

主な業務内容 補助金交付事務等

工程表の政策目標(指標)

事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。

## 2 主な事業内容

重度心身障がい者等の医療費の本人負担分(3割等)から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

## (1) 対象者

- ア 重度心身障がい者(所得制限有)
- イ 精神障がい者(所得制限有)
- ウ 特定疾病患者
- エ 小児(中学校卒業まで)
- オ ひとり親家庭(所得制限有)

## (2) 自己負担額

- ア 重度心身障がい者、精神障がい者

1 医療機関ごとに、月額負担上限額まで総医療費の1割を負担

(ただし、市町村民税非課税世帯等に該当する場合は、自己負担額なし)

[月額負担上限額]

所得区分	通院	入院
一般	2,000円	10,000円
低所得	1,000円	5,000円

※低所得: 本人が市町村民税非課税

- イ 特定疾病患者、小児、ひとり親家庭

- ・ 通院 1医療機関ごとに530円/日(負担上限額: 4日/月まで(2,120円/月))
- ・ 入院 1医療機関ごとに1,200円/日(低所得者の負担上限額: 15日/月まで(18,000円/月))

## (3) 予算額内訳

(単位: 千円)

区分	予算額	内 容
医療費補助金	1,475,475	医療費の助成に要する経費(県1/2、市町村1/2) 重度心身障がい者: 646,221千円 精神障がい者: 67,842千円 特定疾病患者: 22,623千円 小 児: 640,848千円 ひとり親家庭: 97,941千円
事務費補助金	56,980	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費(県1/2、市町村1/2)
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 ・ 県医師会 2,500千円 ・ 県歯科医師会 450千円
標準事務費	1,950	
合 計	1,537,355	

## 11目 知的障がい者福祉施設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
厚生事業団経営安定化支援事業(白兔はまなす園土地使用料)	2,185	3,128	△943				2,185							
トータルコスト	2,185千円(前年度3,128千円) [正職員：0.0人]													
主な業務内容	契約事務、決算事務、監査関係事務													
工程表の政策目標(指標)	—													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成17年4月1日付けで旧県立施設を譲渡した社会福祉法人鳥取県厚生事業団の経営安定化を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白兔はまなす園土地使用料</td> <td>2,185</td> <td>白兔はまなす園の敷地の借受に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	事業内容	白兔はまなす園土地使用料	2,185	白兔はまなす園の敷地の借受に要する経費
区分	予算額	事業内容												
白兔はまなす園土地使用料	2,185	白兔はまなす園の敷地の借受に要する経費												

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
特別障害者手当等支給事業費	27,220	68,367	△41,147	19,897			7,323																
トータルコスト	29,634千円(前年度70,763千円) [正職員：0.3人、非常勤職員：0.1人]																						
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務																						
工程表の政策目標(指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>日常生活において常時特別な介護を要する町在住の在宅・重度の障がい者(児)に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。(負担割合：国3/4、県1/4)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各総合事務所福祉保健局において、福祉事務所を設置していない町分の特別障害者手当等の支給事務を行っており、平成24年度は三朝町及び大山町のみ支給事務を実施する。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当 (833人)</td> <td>26,340円/月</td> <td>23,039</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当 (232人)</td> <td>14,330円/月</td> <td>3,491</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td>—</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>27,220</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) の人数は延受給者見込数</p>									区分	単価	予算額	特別障害者手当 (833人)	26,340円/月	23,039	障害児福祉手当 (232人)	14,330円/月	3,491	標準事務費	—	690	合計	—	27,220
区分	単価	予算額																					
特別障害者手当 (833人)	26,340円/月	23,039																					
障害児福祉手当 (232人)	14,330円/月	3,491																					
標準事務費	—	690																					
合計	—	27,220																					

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
障がい者福祉事務費 (3障がい手帳事務費)	(6,721) 6,721	(8,838) 6,672	(△2,117) 49				(6,721) 6,721															
トータルコスト	62,238千円 (前年度61,789千円) [正職員：6.9人、非常勤職員：1.6人]																					
主な業務内容	3障がい手帳 (身体・療育・精神) の発行・管理業務																					
工程表の政策目標(指標)	—																					
事業内容の説明								※上段 ( ) は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>3障がい手帳 (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳) の発行・管理を行うことにより、障がい福祉サービスの根幹である障がい者手帳制度の円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 3障がい手帳 (身体・療育・精神) の発行・管理業務</p> <p>(2) 障がい者の援護に係る市町村間の調整業務</p> <p>県内の3障がい手帳所持者数 (平成23年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>30,722人</td> <td>身体障害者手帳</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>4,849人</td> <td>療育手帳</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>4,896人</td> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40,467人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	人数	備考	身体障がい者	30,722人	身体障害者手帳	知的障がい者	4,849人	療育手帳	精神障がい者	4,896人	精神障害者保健福祉手帳	合計	40,467人	
区分	人数	備考																				
身体障がい者	30,722人	身体障害者手帳																				
知的障がい者	4,849人	療育手帳																				
精神障がい者	4,896人	精神障害者保健福祉手帳																				
合計	40,467人																					
障がい者福祉事業費 (障がい者福祉事務費)	2,459	2,466	△7				2,459															
トータルコスト	5,677千円 (前年度 5,661千円) [正職員：0.4人 非常勤職員：0.0人]																					
主な業務内容	鳥取県障害者施策推進協議会等の開催、補助金の支払い																					
工程表の政策目標(指標)	—																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県障害者施策推進協議会の開催及び福祉フォーラム開催経費の助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県障害者施策推進協議会</td> <td>障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する。</td> <td>1,459</td> </tr> <tr> <td>福祉フォーラム開催支援事業費補助金</td> <td>障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する福祉フォーラム開催経費の一部を助成する。</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2,459</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内 容	予算額	鳥取県障害者施策推進協議会	障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する。	1,459	福祉フォーラム開催支援事業費補助金	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する福祉フォーラム開催経費の一部を助成する。	1,000	合計		2,459			
区分	内 容	予算額																				
鳥取県障害者施策推進協議会	障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する。	1,459																				
福祉フォーラム開催支援事業費補助金	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する福祉フォーラム開催経費の一部を助成する。	1,000																				
合計		2,459																				

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費(介護給付費等)	2,571,975	2,211,789	360,186				2,571,975	
トータルコスト	2,621,056千円(前年度 2,260,516千円) [正職員：6.1人]							
主な業務内容	負担(補助)金交付事務、指導監査等							
工程表の政策目標(指標)	—							

## 事業内容の説明.

## 1 事業の目的・概要

障害者自立支援法により支給される自立支援給付について、その一部を法に基づき負担するものである。(実施主体：市町村、負担率：国1/2、県1/4、市町村1/4)

## 2 主な事業内容

(単位：千円)

(単位：千円)

&lt;介護給付費&gt; (H24.3月～H25.2月分)

※児童デイサービスは、H24.3月～H24.4月分

区分	予算額
居宅介護	168,912
重度訪問介護	20,157
行動援護	18,374
同行援護	3,676
児童デイサービス	1,878
短期入所	33,557
生活介護	787,235
ケアホーム	118,738
療養介護	139,064
施設入所支援	300,347

&lt;訓練等給付費&gt; (H24.3月～H25.2月分)

区分	予算額
就労移行支援	48,612
就労継続支援A型	76,692
就労継続支援B型	589,783
グループホーム	40,316

&lt;その他の費用&gt; (H24.3月～H25.2月分)

計画相談支援給付費	11,115
地域相談支援給付費	3,589
特定障害者特別給付費	63,513
高額障害福祉サービス費	977
療養介護医療費	36,231

&lt;旧法施設支援&gt; (H24.3月～H24.4月分)

旧法施設入所(通所)支援	40,499
--------------	--------

&lt;補装具費&gt; (H24.4月～H25.3月分)

補装具費	32,650
------	--------

&lt;訓練等給付費&gt; (H24.3月～H25.2月分)

自立訓練(機能訓練)	11,380
自立訓練(生活訓練)	24,680

合計	2,571,975
----	-----------

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
自立支援給付費（自立支援医療費等（更生医療、精神通院医療））	1,171,503	1,121,442	50,061	485,222		36	686,245	
トータルコスト	1,201,273千円（前年度1,150,997千円） [正職員：3.7人、非常勤職員：1.7人]							
主な業務内容	支給認定業務、診療報酬等支払事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

## (1) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のある方が自立した日常生活、社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止のために必要な医療費の一部を助成する。

ア 実施主体 県

イ 負担割合 国：1/2、県：1/2

ウ 受給対象者数 10,552人（平成23年3月末現在）

## (2) 自立支援医療（更生医療）

18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むため、障がいの軽減・除去や機能回復のために必要な医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等）

ア 実施主体 市町村

イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4

ウ 受給対象者数 1,775人（平成23年2月末現在）

## 2 主な事業内容

## (1) 自立支援医療（精神通院医療）

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）	970,444	医療費助成費（精神通院医療）
医療費審査事務委託費 （単県）	15,875	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）
非常勤職員報酬等 （単県）	7,344	精神通院医療の支給認定及び精神障害者保健福祉 手帳交付に係る諸事務
合 計	993,663	

## (2) 自立支援医療（更生医療）

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
自立支援医療（更生医療） 給付事業負担金（単県）	176,189	市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る 負担金
医療費審査事務委託費 （単県）	1,651	更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）
合 計	177,840	

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
障害者自立支援法施行事務費（指定事業者管理事業）	1,789	1,082	707			1,789		
トータルコスト	3,398千円（前年度 2,680千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	障害福祉サービス指定事業者等管理システムの運用及び改修・保守点検等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明				【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】				
<p>県の指定事業者管理システムのデータ管理業務等に必要な経費である。</p> <p>①障害福祉サービス指定事業者等管理システムの運用及び保守点検          ②サーバー室に設置した障害福祉サービス指定事業者等管理システムサーバーに対する不具合への対応、定期的再起動等の運用支援サービス等          ③保守期限が経過する独自サーバーから鳥取県クラウドサーバへの移行業務委託</p>								
				（単位：千円）				
区 分				予算額	補助率			
障害福祉サービス指定事業者等管理システム保守点検委託				515	基金10/10			
障害福祉サービス指定事業者等管理システムサーバーの設置・保守管理業務委託				337	基金10/10			
鳥取県クラウドサーバへの移行業務委託				937	基金10/10			
合 計				1,789				
障害者自立支援法施行事務費（県障害者介護給付費等不服審査会運営）	1,132	1,343	△211				1,132	
トータルコスト	2,741千円（前年度 2,941千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	審査請求の処理、審査会の運営、連絡調整、委員任命等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要          障害者自立支援法に基づき、市町村が行った介護給付費等に係る処分に不服がある障がい者等の審査請求に対する審査を行う。</p> <p>2 主な事業内容          鳥取県障害者介護給付費等不服審査会の運営</p>								
区 分		内 容						
構成員		5名						
任 期		22年5月から3年間						

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (障害者就業・生活支援事業)	15,870	15,870	0	7,935			7,935	
トータルコスト	16,675千円 (前年度 16,669千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約業務、会議 等							
工程表の政策目標(指針)	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 (目標値：一般就労への移行者数64人(平成23年度～平成30年度において毎年))							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障害者就業・生活支援センターに生活支援員を配置し、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、必要な助言・指導等の支援を行うことで、就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、もって障がい者雇用の促進及び職業の安定を図る。

2 主な事業内容

(1) 事業の委託先

圏 域	東 部	中 部	西 部
事業所名	障害者就業・生活支援センターしらほま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと
実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど

(2) 障害者就業・生活支援センターについて

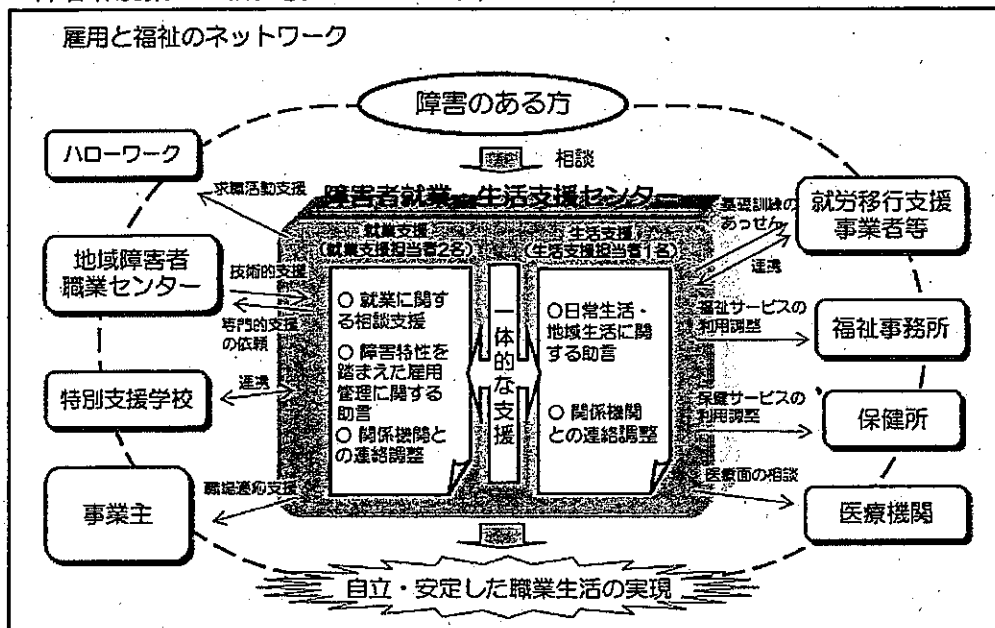
ア 人員配置状況

(人)

	所管	財源	東 部	中 部	西 部
就労支援員	労働局	国(委託)	2(2)	2(2)	2(2)
生活支援員	障がい福祉課	国1/2、県1/2	1(1)	1(1)	1(2)
(新)発達障がい者 就労・生活支援員	子ども発達支援課	国1/2 単県継ぎ足し	1(0)	-	1(0)
職場開拓支援員	商工労働部	単 県	1(1)	1(1)	1(1)
事務補助員	雇用人材総室		1(1)	1(1)	1(1)
福祉施設就業支援員		ふるさと雇用再生特別基金	0(1)	0(1)	0(1)
計			6(6)	5(6)	6(6)

( ) は前年度配置人数

イ 障害者就業・生活支援センターのネットワーク





（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （障がい者社会参加 促進事業）	11,531	11,821	△290	4,239			7,292	
トータルコスト	21,991千円（前年度 22,205千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	指導者研修受講者選定事務、委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容広報等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

- 1 事業の目的・概要  
各種社会参加促進事業を実施することにより、障がいのある方の地域生活の推進を図る。
- 2 主な事業内容  
障がいのある方の地域生活の推進を図るため、下記の事業を総合的・効果的に実施する。

（単位：千円）

区分	予算額	内容	補助率
補助犬育成事業 （鳥取県視覚障害者福祉協会等）	2,154	補助犬を育成し貸与する。また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。	国1/2 県1/2
社会参加推進センター設置事業（鳥取県身体障害者福祉協会）	4,530	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。	
知的障がい者レクリエーション教室開催事業（社団法人鳥取県手をつなぐ育成会）	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する費用を補助する。	
知的障がい者本人大会開催事業（社団法人鳥取県手をつなぐ育成会）	200	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。	
視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修受講者の旅費支給	195	視覚障害者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。	
標準事務費	3,052		単県
合計	11,531		

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （生活訓練事業）	6,449	7,056	△607	3,224			3,225	
トータルコスト	8,058千円（前年度 8,654千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、関係団体との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者に対し、日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的向上や社会参加の促進を図る。								
2 主な事業内容								
（補助率：国1/2、県1/2）								
（単位：千円）								
区分	委託先	内 容					予算額	
①視覚障がい者生活訓練事業	鳥取県視覚障害者福祉協会	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を圏域ごとに開催する。					2,030	
②中途失明者生活訓練事業	鳥取県ライトハウス点字図書館	相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）を通じて失明による不安の除去、歩行訓練、点字講習などを圏域ごとに実施する。					1,513	
③聴覚障がい者日常生活訓練事業	鳥取県身体障害者福祉協会	聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。					942	
④オストメイト日常生活訓練事業		ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う。					370	
⑤音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業		音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。					644	
⑥在宅重度障がい者社会参加促進事業		筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。					600	
⑦日常生活訓練事業		身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活に必要な専門的知識を要する訓練及び指導者の養成等を講習会開催等を通じて行う。					350	
合 計						6,449		

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	156,677	153,356	3,321				156,677.	
トータルコスト	159,091千円 (前年度 155,752千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が取り組む事業を支援し、もって障がい者等の福祉の増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>市町村が行う地域生活支援事業について、総事業費の1/4の補助をする。</p> <p>【市町村地域生活支援事業の概要】</p> <p>相談支援事業 (必須事業)</p> <p>障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。</p> <p>【細事業】市町村相談支援機能強化事業、成年後見制度利用支援事業、障害者相談支援事業</p> <p>コミュニケーション支援事業 (必須事業)</p> <p>聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。</p> <p>日常生活用具給付等事業 (必須事業)</p> <p>重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。</p> <p>移動支援事業 (必須事業)</p> <p>屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。(個別支援、グループ支援、車両移送型)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。</p> <p>その他の事業 (任意事業)</p> <p>市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。</p> <p>(例) 日中一時支援事業、社会参加促進事業、訪問入浴サービス事業、福祉ホーム事業 等</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （相談支援体制強化 事業）	3,827	2,316	1,511	481		(基金繰入金) 690	2,656	
トータルコスト	14,287千円（前年度 27,079千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運營業務等							
工程表の政策目 標（指標）	—							
事業内容の説明	【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を越えた広域的な支援を行う。							
2 主な事業内容	<p>①県地域自立支援協議会運營業業（414千円） 市町村自立支援協議会及び圏域の自立支援協議会等での議論を踏まえ、県全域又は広域的な課題を協議調整するため設置した県地域自立支援協議会の運営を行う。</p> <p>②相談支援アドバイザー派遣事業（1,230千円 基金・一部国庫） 市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを積極的に派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行う。</p> <p>③身体・知的障害者相談員活動強化事業（1,583千円 一部国庫） 身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。</p> <p>④標準事務費（600千円 単県）</p>							
3 事業棚卸しを踏まえた対応方針	<p>困難事例等の解決に向けて素早く対応できる体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域自立支援協議会へアドバイザーの積極的な派遣を行う。</li> <li>・これまで、県地域自立支援協議会での協議事項を調整するために開催されていた運営委員会を見直し、運営委員会において、県域・広域課題の解決に向けた活発な検討を行うこととした。</li> <li>・福祉保健局で開催していたサービス調整会議は廃止とするが、圏域の相談支援体制の構築を推進するため、東部・中部・西部総合事務所のサービス担当職員は、これまでどおり、圏域の自立支援協議会とのパイプ役として積極的に圏域の自立支援協議会に関与し、情報共有を図る。</li> </ul>							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 （高次脳機能障がい 支援普及事業）	7,142	7,150	△8	3,085			4,057													
トータルコスト	14,383千円（前年度14,339千円）〔正職員：0.9人〕																			
主な業務内容	研修会の開催、地域資源調査への協力、総合的相談対応、委託契約事務等																			
工程表の政策目 標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実を図るため、次のことを目的として実施する。</p> <p>(1) 医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークを構築する。</p> <p>(2) 支援体制確立のための必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、広く高次脳機能障がいへの理解を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 高次脳機能障がい者支援事業（4,015千円 国1/2、県1/2）</p> <p>鳥取大学医学部附属病院に「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置し、主に以下の業務を実施する。</p> <p>①急性期医療から回復期医療及び医療から福祉への連携を確保するための関係機関への働きかけを実施する。</p> <p>②専門的な見地から、関係機関からの医療的な相談に対応する。</p> <p>(2) 高次脳機能障がい支援連携強化事業（1,445千円 国1/2、県1/2）</p> <p>①医療関係者、福祉サービス事業者、鳥取県高次脳機能障害者家族会等、高次脳機能障がいの支援に関わる支援者ネットワークを構築するため、圏域ごとで定期的に連絡会を開催する。</p> <p>②市町村福祉担当課、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター等の日頃、高次脳機能障がいのある方から相談を受けることの多い職員を対象に支援に関する研修会を実施する。</p> <p>(3) 高次脳機能障害者家族会補助金（1,682千円 国1/2、県1/2）</p> <p>鳥取県高次脳機能障害者家族会に対し、当事者の立場による相談対応、当事者及びその家族や一般県民を対象とした普及啓発事業に要する経費を助成する。</p>																				
地域生活支援事業 （盲人ホーム運営費 補助金）	6,404	6,266	138	3,202			3,202													
トータルコスト	7,209千円（前年度7,065千円）〔正職員：0.1人〕																			
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等																			
工程表の政策目 標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に必要な経費を助成することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人が設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。（補助率：国1/2、県1/2）</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス盲人ホーム</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人鳥取県ライトハウス</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉3丁目18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	実施主体	社会福祉法人鳥取県ライトハウス	所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3	主な業務	あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供	定 員	20名
区 分	内 容																			
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム																			
実施主体	社会福祉法人鳥取県ライトハウス																			
所在地	米子市皆生温泉3丁目18-3																			
主な業務	あん摩師免許等を有する視覚障がい者への就労場所の提供																			
定 員	20名																			

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 （聴覚障がい者相談 員設置事業）	17,170	17,023	147	8,552			8,618													
トータルコスト	18,779千円（前年度18,621千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	委託契約業務、委託事業者との連絡調整、その他事業進行管理業務																			
工提表の政策目 標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>聴覚障がいのある方は、通訳者を介して直接既存相談機関等を利用しても、特有のコミュニケーション障がいのため、本人の意思を正確に伝える事が困難な状況にあることから、相談者として、助言、指摘、説明、説得等を行う「聴覚障がい者相談員」を配置する。また、来訪による相談受付のほか、面接・訪問等の必要な聴覚障がいのある方の相談を行い、聴覚障がい者の相談支援の充実を図るとともに、社会参加と自立を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県内各圏域に聴覚障がい者相談員を1名ずつ配置し、次の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者等に係る相談、助言及び援助に関すること。</li> <li>・聴覚障がい者等のケアマネジメントに関すること。</li> <li>・市町村地域生活支援センター等の相談支援機関との連絡・調整・連携に関すること。</li> </ul>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>委 託 先</th> <th>人 役</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>鳥取県ろうあ団体連合会</td> <td>1. 0人役</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう</td> <td>1. 0人役</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう</td> <td>1. 0人役</td> </tr> </tbody> </table>									圏域	委 託 先	人 役	東部	鳥取県ろうあ団体連合会	1. 0人役	中部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1. 0人役	西部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1. 0人役
圏域	委 託 先	人 役																		
東部	鳥取県ろうあ団体連合会	1. 0人役																		
中部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1. 0人役																		
西部	NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう	1. 0人役																		

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （情報支援等事業）	38,328	36,078	2,250	18,680			19,648	
トータルコスト	41,546千円（前年度39,273千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 視覚障がい者、聴覚障がい者の社会生活能力の向上、コミュニケーション手段の確保を図る。								
2 主な事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区 分	予算額	内 容					補助率	
手話通訳者等養成研修事業 （委託先：NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう）	8,819	手話通訳者（奉仕員）、要約筆記者の養成研修を行う。					国1/2 県1/2	
手話通訳者設置事業 （委託先：NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう）	22,601	団体派遣業務、人材育成等を行うため、手話通訳者を設置する。						
点字・声の広報等発行事業 （委託先：社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会）	2,563	鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内の重度視覚障がい者に無料配付する。						
点字による即時情報ネットワーク事業 （委託先：鳥取県視覚障害者福祉協会）	1,562	新聞等による情報を点訳し、視覚障がい者に提供する。						
字幕入りビデオカセットライブラリー事業 （委託先：鳥取県ろうあ団体連合会）	1,815	聴覚障がい者の知識や教養の向上のため、字幕入りビデオを制作し、貸出しを行う。						
（新）情報提供機器の貸出等のコミュニケーション支援事業	588	各種催事等において聴覚障がい者の情報保障に必要な機器等の貸出を行う。					単県	
手話サークル助成事業 （補助先：鳥取県手話サークル連絡協議会）	300	手話サークル等の手話技術の習得に関する活動費を支援する。						
標準事務費	80	点字印刷用紙の購入費						
合 計	38,328							

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（情報支援等事業）（盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣等事業）	4,898	4,305	593	2,449			2,449	
トータルコスト	5,703千円（前年度5,104千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対して、通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。

また、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現在通訳介助員として活動している者の資質を向上させることによって、盲ろう者のニーズにきめ細かに対応する体制を整える。

## 2 主な事業内容

## (1) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（2,018千円）

## ①盲ろう者の通訳・介助

盲ろう者通訳・介助員としての証の交付を受けた者が、コーディネート業務受託者へ利用登録をした者に対して、通訳・介助を行う。

## ②通訳・介助員の派遣調整

通訳・介助員の派遣について、ニーズの把握・日程・人数等の調整を行う。

○委託先 鳥取県盲ろう者友の会

○平成24年度利用予定者 5人

（単位：千円）

区分	予算額
通訳・介助員派遣に係る経費	1,405
派遣調整に係る経費	613
合計	2,018

## (2) 盲ろう者通訳・介助員養成等研修事業（2,880千円）

## ①盲ろう者通訳・介助員養成研修を開催する。

区分	内容
会場	東部（基礎課程）・中部（応用課程）・西部（現任研修会）
定員	各20名
カリキュラム	・基礎課程 講義 14時間 実技 32時間 合計46時間 ・応用課程 講義 15時間 実技 21時間 合計36時間
対象者	点字又は手話の知識があり、盲ろう者福祉に熱意のある者

○養成研修委託先 鳥取県盲ろう者友の会

## ②社会福祉法人全国盲ろう者協会が開催する研修を受講する盲ろう者通訳・介助員に対し、受講に係る経費（旅費・受講料）を助成する。

研・修名	人数
盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会（2泊3日）	2名
盲ろう者ガイドヘルパー指導者研修会（5泊6日×2回）	1名
全国コーディネータ連絡会（1泊2日）	2名

○養成研修委託先 鳥取県盲ろう者友の会



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																									
地域生活支援事業 （障がい者福祉従業者等研修事業）	23,341	20,538	2,803	7,209			16,132																																									
トータルコスト	28,169千円（前年度 25,331千円）〔正職員：0.6人〕																																															
主な業務内容	研修の委託実施																																															
工程表の政策目標（指標）	—																																															
事業内容の説明																																																
1 事業の目的・概要																																																
障害福祉サービスを提供する者等に対する、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。																																																
2 主な事業内容																																																
(1) 指導者養成研修等への派遣（1,859千円）																																																
県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。																																																
（単位：千円）																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>派遣人数</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談支援従事者指導者養成研修</td> <td>3名</td> <td>294</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>同行援護従業者指導者養成研修</td> <td>3名</td> <td>360</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>行動援護従事者養成研修中央セミナー</td> <td>3名</td> <td>300</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>サービス管理責任者指導者養成研修</td> <td>5名</td> <td>490</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>都道府県障害程度区分指導者研修</td> <td>3名</td> <td>219</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>国立秩父学園附属保護指導職員養成所研修 部行動障害コース【新】</td> <td>2名</td> <td>196</td> <td>単県</td> </tr> </tbody> </table>									研修名	派遣人数	予算額	補助率	相談支援従事者指導者養成研修	3名	294	国1/2	同行援護従業者指導者養成研修	3名	360	国1/2	行動援護従事者養成研修中央セミナー	3名	300	国1/2	サービス管理責任者指導者養成研修	5名	490	国1/2	都道府県障害程度区分指導者研修	3名	219	国1/2	国立秩父学園附属保護指導職員養成所研修 部行動障害コース【新】	2名	196	単県												
研修名	派遣人数	予算額	補助率																																													
相談支援従事者指導者養成研修	3名	294	国1/2																																													
同行援護従業者指導者養成研修	3名	360	国1/2																																													
行動援護従事者養成研修中央セミナー	3名	300	国1/2																																													
サービス管理責任者指導者養成研修	5名	490	国1/2																																													
都道府県障害程度区分指導者研修	3名	219	国1/2																																													
国立秩父学園附属保護指導職員養成所研修 部行動障害コース【新】	2名	196	単県																																													
(2) 研修の実施にかかる費用（20,647千円）																																																
障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。（委託事業：委託先「社会福祉法人鳥取県厚生事業団」）																																																
（単位：千円）																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス提供責任者等研修</td> <td>4,117</td> <td>指定居宅介護事業所においてサービス提供責任者として配置される者を対象として、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス提供責任者を養成することを目的とする研修等を実施する。</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者等3級ホームヘルパー養成研修</td> <td>2,897</td> <td>知的障がい者及び精神障がい者を対象に介護技術の取得を支援し、介護現場での就労に向けた訓練を提供することにより、知的障がい者等の就労を通じた自己実現を支援するための研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2 単県</td> </tr> <tr> <td>相談支援従業者研修</td> <td>2,679</td> <td>相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修及び現任研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>同行援護従業者養成研修</td> <td>1,920</td> <td>同行援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>行動援護従業者養成研修</td> <td>1,448</td> <td>行動援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>サービス管理責任者研修</td> <td>3,360</td> <td>サービス管理責任者になる者に対し研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>障害程度区分認定調査員等研修</td> <td>1,195</td> <td>障害程度区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。</td> <td>国1/2 県1/2</td> </tr> <tr> <td>障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修</td> <td>247</td> <td>障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設等職員研修</td> <td>2,784</td> <td>県内の障害者支援施設の職員等を対象に、支援方法が確立されていない強度行動障がい者や要介助高齢知的障がい者への社会生活支援に先駆的に取り組むための研修を実施する。</td> <td>単県</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	事業内容	補助率	サービス提供責任者等研修	4,117	指定居宅介護事業所においてサービス提供責任者として配置される者を対象として、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス提供責任者を養成することを目的とする研修等を実施する。	単県	知的障がい者等3級ホームヘルパー養成研修	2,897	知的障がい者及び精神障がい者を対象に介護技術の取得を支援し、介護現場での就労に向けた訓練を提供することにより、知的障がい者等の就労を通じた自己実現を支援するための研修を実施する。	国1/2 県1/2 単県	相談支援従業者研修	2,679	相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修及び現任研修を実施する。	国1/2 県1/2	同行援護従業者養成研修	1,920	同行援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2	行動援護従業者養成研修	1,448	行動援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2	サービス管理責任者研修	3,360	サービス管理責任者になる者に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2	障害程度区分認定調査員等研修	1,195	障害程度区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。	国1/2 県1/2	障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	247	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。	単県	障害者支援施設等職員研修	2,784	県内の障害者支援施設の職員等を対象に、支援方法が確立されていない強度行動障がい者や要介助高齢知的障がい者への社会生活支援に先駆的に取り組むための研修を実施する。	単県
区 分	予算額	事業内容	補助率																																													
サービス提供責任者等研修	4,117	指定居宅介護事業所においてサービス提供責任者として配置される者を対象として、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス提供責任者を養成することを目的とする研修等を実施する。	単県																																													
知的障がい者等3級ホームヘルパー養成研修	2,897	知的障がい者及び精神障がい者を対象に介護技術の取得を支援し、介護現場での就労に向けた訓練を提供することにより、知的障がい者等の就労を通じた自己実現を支援するための研修を実施する。	国1/2 県1/2 単県																																													
相談支援従業者研修	2,679	相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修及び現任研修を実施する。	国1/2 県1/2																																													
同行援護従業者養成研修	1,920	同行援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2																																													
行動援護従業者養成研修	1,448	行動援護のサービス提供責任者等に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2																																													
サービス管理責任者研修	3,360	サービス管理責任者になる者に対し研修を実施する。	国1/2 県1/2																																													
障害程度区分認定調査員等研修	1,195	障害程度区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。	国1/2 県1/2																																													
障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	247	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。	単県																																													
障害者支援施設等職員研修	2,784	県内の障害者支援施設の職員等を対象に、支援方法が確立されていない強度行動障がい者や要介助高齢知的障がい者への社会生活支援に先駆的に取り組むための研修を実施する。	単県																																													

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																				
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	10,301	15,389	△5,088			(基金繰入金) 3,000	7,301																																				
トータルコスト	15,129千円（前年度20,182千円）〔正職員：0.6人〕																																										
主な業務内容	審査委員会の開催、審査 等																																										
工費の政策目標（指標）	工賃が平成18年度実績額の3倍となるよう支援する。 （目標値：平均工賃月額が33千円/月）																																										
事業内容の説明	【「とっとり支え愛基金」充当事業】																																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度並びに事業所及び事業所と協働する企業における新商品等の開発に係る経費に対する助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保は、金融機関の取扱いによる。保証人有（金融機関の取扱いによる）。</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>5年以内（据置期間：6ヶ月以内）</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>元金均等毎月償還方式（繰上償還可）</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td>審査委員会を開催して事業計画を審査</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>170千円</td> </tr> </table> <p>(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>1,600千円</td> </tr> </table> <p>(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県2/3</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td>審査委員会を開催して事業計画を審査</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>5,169千円</td> </tr> </table>								貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人	貸付限度額	500万円	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保は、金融機関の取扱いによる。保証人有（金融機関の取扱いによる）。	資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）	償還期間	5年以内（据置期間：6ヶ月以内）	償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）	摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査	予 算 額	170千円	実施主体	(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関	補助率	県10/10	補助対象経費	(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成	予 算 額	1,600千円	実施主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人	対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など	限度額	1,000千円	補助率	県2/3	摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査	予 算 額	5,169千円
貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人																																										
貸付限度額	500万円																																										
貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保は、金融機関の取扱いによる。保証人有（金融機関の取扱いによる）。																																										
資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）																																										
償還期間	5年以内（据置期間：6ヶ月以内）																																										
償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）																																										
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査																																										
予 算 額	170千円																																										
実施主体	(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関																																										
補助率	県10/10																																										
補助対象経費	(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成																																										
予 算 額	1,600千円																																										
実施主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人																																										
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など																																										
限度額	1,000千円																																										
補助率	県2/3																																										
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査																																										
予 算 額	5,169千円																																										

(4) 【新規】障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金

実施主体	県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業として認定されている企業
対象事業	新商品（製品・サービス）開発、新たな販売形態の導入のために必要な開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など
限度額	1,000千円
補助率	県2/3
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査
予算額	3,000千円（とっとり支え愛基金）

(5) 標準事務費 362千円

3 これまでの取組状況、改善点

当該事業により、運転資金の融資又は新商品開発の補助金を受けた事業所の工賃向上額は、全事業所平均の向上額より多く、事業の工賃向上へ寄与する効果はあったと考えられるが、事業所には新商品を開発しても販路がない、あるいは、企業に事業所との連携を呼びかけても企業のメリットがないという意見があるため、平成24年度においては、事業所と協働により新商品を開発する企業に対して助成を行う。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源						
障がい者就労継続事業所工賃3倍計画事業	26,774	13,967	12,807	12,137		(基金繰入金) 500	14,137						
トータルコスト	34,820千円(前年度 21,955千円) [正職員: 1.0人]												
主な業務内容	検討委員会運営、実態調査の実施、委託契約事務、補助金業務等												
工程表の政策目標(指標)	工賃が平成18年度実績額の3倍となるよう支援する。 (目標値: 平均工賃月額が33千円/月)												
事業内容の説明 【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者が地域で自立して生活するための最低収入の確保の実現及び障がい者就労継続支援事業所(以下「事業所」という。)で訓練を受けながら働く障がい者の就労に対する意識の向上を図るため、事業所の経営改善及び職員の意識改革・スキルアップ等を図り、経営・ビジネスの観点を踏まえた事業所運営を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p>													
(単位: 千円)													
	項 目	事 業 内 容						予算額	備考				
事業所経営基盤支援	アドバイザー派遣事業	中小企業診断士、デザイナー等の経営系の専門家をアドバイザーとして委嘱し、事業所及び企業へ派遣する。 ①事業所への派遣 ・事業所からの相談申込みに基づく支援 ・個別課題に対応した相談支援(電話・訪問) ②企業への派遣 ・企業の商品開発の企画段階から事業所との協働を提案し、協働による新たな事業展開を図る。						1,820 (国1/2)	委託				
	【新規】事業所カルテ・ベンチマーク作成事業	事業所ごとのカルテ及びベンチマークを作成し、県・支援機関・事業所が情報の共有を図り、個々の事業所に必要な支援を的確に提案、実行していくための基盤を整える。 ・アドバイザーが全事業所の訪問調査を実施 ・事業所の現状(経営資源の保有状況、経営基盤、目標工賃、など)の“見える化”を実現するために、事業所ごとのカルテを作成。 ・事業所ごとのベンチマーク(3~5年先までの各年ごとの目標設定等)を作成し的確な経営ビジョンの確立及び目標達成への取組みを支援する。						4,765 (国1/2)	委託				
人材育成・体制整備	各種セミナーの開催	① トップセミナー <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象</td> <td>法人理事長、施設長等</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>・工賃向上に係るトップの意識改革を図ることにより、事業所全体の取組みとして促進 ・事業所における支援力の必要性、ビジネス力(経営力)の必要性に関する講義、目標工賃達成事業所・利用者の欠席が少ない事業所の施設長による成功例の発表等</td> </tr> </table>						対象	法人理事長、施設長等	内容	・工賃向上に係るトップの意識改革を図ることにより、事業所全体の取組みとして促進 ・事業所における支援力の必要性、ビジネス力(経営力)の必要性に関する講義、目標工賃達成事業所・利用者の欠席が少ない事業所の施設長による成功例の発表等	1,560 (国1/2) (鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金)	委託
		対象	法人理事長、施設長等										
内容	・工賃向上に係るトップの意識改革を図ることにより、事業所全体の取組みとして促進 ・事業所における支援力の必要性、ビジネス力(経営力)の必要性に関する講義、目標工賃達成事業所・利用者の欠席が少ない事業所の施設長による成功例の発表等												
② 【新規】サービス管理責任者ワークショップ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象</td> <td>サービス管理責任者</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>・経営、財務、人材育成等のワークショップを実施 ・事業所自らによる経営ビジョンの確立、事業の改善計画及び今後の事業計画を作成することにより、サービス管理責任者の資質の向上を図る。</td> </tr> </table>						対象	サービス管理責任者	内容	・経営、財務、人材育成等のワークショップを実施 ・事業所自らによる経営ビジョンの確立、事業の改善計画及び今後の事業計画を作成することにより、サービス管理責任者の資質の向上を図る。				
対象	サービス管理責任者												
内容	・経営、財務、人材育成等のワークショップを実施 ・事業所自らによる経営ビジョンの確立、事業の改善計画及び今後の事業計画を作成することにより、サービス管理責任者の資質の向上を図る。												

		<b>③事業所職員研修</b> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>職業指導員、生活支援員</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>(ア) 企業との交渉を行う際に最低限必要なビジネスマナーの修得を図る。 (イ) 【新規】事業所で働く障がい者を支える職業支援員等に、“就労・労働の場”としての意識の育成を図る。</td> </tr> </table>	対象	職業指導員、生活支援員	内容	(ア) 企業との交渉を行う際に最低限必要なビジネスマナーの修得を図る。 (イ) 【新規】事業所で働く障がい者を支える職業支援員等に、“就労・労働の場”としての意識の育成を図る。				
対象	職業指導員、生活支援員									
内容	(ア) 企業との交渉を行う際に最低限必要なビジネスマナーの修得を図る。 (イ) 【新規】事業所で働く障がい者を支える職業支援員等に、“就労・労働の場”としての意識の育成を図る。									
販路・受注拡大推進事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>企業への訪問による発注可能作業の把握</li> <li>事業所への訪問による状況把握、企業情報の提供</li> <li>見本市の開催及び一般企業の参加する商談会への参加支援</li> <li>ハートフルワークフェアの開催</li> <li>企業及び事業所への企画商品の提案、斡旋、販売企画</li> </ul>	1,155 (国1/2)	委託						
【新規】 関西圏域各県合同コンテストへの参戦		関西圏域の各県が合同で開催するスイーツ及びクラフトコンテスト等への参加を支援し、一般市場を意識した製品品質向上、販路拡大を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内予選会開催及び県代表による決勝出場（予定会場：神戸市）に係る支援</li> <li>関西圏域の各県が合同で開催する商談会、販売フェアへの参加支援</li> <li>東京・大阪など県外の商談会への参加支援</li> </ul>	5,657 (国1/2)	委託						
振興センター機能強化事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターに工賃向上のための職員を配置（東部、西部に各1名）</li> </ul>	8,987 (国1/2)	委託						
目標工賃達成助成事業		当該年度の平均工賃月額を前年度実績より20%以上増加させることを目標に掲げた就労継続支援事業所が、その目標を達成した場合に補助金を支給する。 <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>就労継続支援B型事業所を運営する法人</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>次の工賃増加割合による ア) 30%以上 10千円×利用定員 イ) 20%～30%未満 5千円×利用定員</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>当該事業に必要な職員給料、職員手当、需用費、等</td> </tr> </table>	実施主体	就労継続支援B型事業所を運営する法人	補助額	次の工賃増加割合による ア) 30%以上 10千円×利用定員 イ) 20%～30%未満 5千円×利用定員	補助対象経費	当該事業に必要な職員給料、職員手当、需用費、等	2,000 (単県)	補助
実施主体	就労継続支援B型事業所を運営する法人									
補助額	次の工賃増加割合による ア) 30%以上 10千円×利用定員 イ) 20%～30%未満 5千円×利用定員									
補助対象経費	当該事業に必要な職員給料、職員手当、需用費、等									
検討委員会		「工賃3倍計画」の進捗状況の点検・評価等（年4回開催）	830 (国1/2)							
計			26,774							

※委託事業は、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターに委託を予定。

### 3 これまでの取組状況、改善点

平成19年度の「小規模作業所等工賃3倍計画」を策定し、中小企業診断士等の専門家を事業所に派遣するなどの相談体制の整備、事業所職員に対する意識改革のための研修会、鳥取県障害者就労事業振興センターに販路拡大のための人員配置するなど工賃向上のための取り組みを行っているところである。

本県平均工賃は14,429円/月と目標額（33,000円/月）の半分にも届いていない状況であるが、現下の停滞した経済状況にあって、他県では工賃が伸び悩んでいるところも多い中で、本県においては毎年着実に工賃が向上しており、事業の効果は一定程度成功しているものと考えられる。

今後も工賃3倍計画の理念である「障がい者が地域で自立して生活するための最低収入の確保」の実現に向けて、関係機関が連携して個別事業所の支援をするため、その現状・目標等の共有化（“見える化”）を行うとともに、一般市場を意識した商品等の品質向上に対する支援が必要である。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	(24,971) 6,737	(46,336) 4,657	(Δ21,365) 2,080			(18,234)	(6,737) 6,737	
トータルコスト	14,783千円 (前年度 13,444千円) [正職員：1.0人]							
主な業務内容	連絡調整、制度設計、マッチングセンターの管理 等							
工費の政策目標(指標)	工賃が平成18年度実績額の3倍となるよう支援する。 (目標値：平均工賃月額が33千円/月)							
事業内容の説明	※上段( )内の数値は商工労働部の雇用基金事業計上分を含む額。							
1 事業の目的・概要	「鳥取発！農福連携モデル事業」の成果を踏まえ、障がい者の農業分野への就労促進を継続するとともに、新たな農業と福祉の連携方法について検討を行う。							
2 主な事業内容								
(1) 農福連携マッチング機能								
目 的	就労系障害福祉サービス事業所等を利用する障がい者が様々な農作業に従事し、農業分野での就労を促進するため、農家と就労系障害福祉サービス事業所との農作業の受委託等を円滑に行う。							
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家及び就労系障害福祉サービス事業所のニーズ把握</li> <li>・コーディネーター1名</li> <li>・これまでの個々の農作業受委託に加え、次のような新たな取り組み事例の協力農家や就労系障害福祉サービス事業所の訪問等 (考えられる新たな取り組み事例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業の共同受委託</li> <li>・県産農産物を利用した就労系障害福祉サービス事業所による加工食品、スイーツ等の新商品開発</li> </ul> </li> </ul>							
予算額	(18,234千円)							
財 源	雇用基金事業 10/10							
(2) 有償ボランティア制度								
目 的	障がい者の農業分野での施設外就労を促進するため、作業支援を行う「有償ボランティア制度」を実施。							
内 容	施設外就労を行うために、有償ボランティアを雇用した障害福祉サービス事業所に対し、助成金を交付							
予算額	2,160千円							
財 源	単県							
(3) 新たな取り組みに対する関係機関調整会議								
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな農福連携の取り組みに対する関係機関(農家・就労系障害福祉サービス事業所)の調整会議を開催する。</li> <li>・複数農家あるいは複数事業所で農作業を受委託する共同受注等の新たなモデル的取り組みの協力農家へ謝金を支給する。(例：ラッキョウの根切り作業など)</li> </ul>							
予算額	2,215千円							
(4) 標準事務費	2,362千円							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障害者就労事業振興センター運営支援事業	8,956	9,021	△65				8,956													
トータルコスト	10,565千円（前年度 10,619千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	補助金業務、補助事業者との連絡調整等																			
工程表の政策目標(指標)	工賃が平成18年度実績額の3倍となるよう支援する。 （目標値：平均工賃月額が33千円/月）																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>就労継続支援事業所等（以下「事業所等」という。）の商品・製品の販売促進活動を活性化するため、事業所等が会員となって設立しているNPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターの運営費の一部を助成することにより、障がい者の就労、収入の増及び魅力ある社会づくりを促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障がい者の就労に関する専門的な機関として、事業所等における障がい者の仕事の活性化のための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」の運営に必要な経費に対して助成する。</p> <p>【鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織形態</td> <td>特定非営利活動法人（平成18年度から）（16年7月事業開始）</td> </tr> <tr> <td>会 員</td> <td>75ヶ所（就労継続支援事業所60ヶ所、小規模作業所4ヶ所、授産施設10ヶ所、その他の団体1ヶ所） （23年9月末現在）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等の商品・製品の販売調整（共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理等）</li> <li>・会員バザー、研修会等の実施</li> <li>・制度案内誌（よりよい暮らしのために）発行</li> <li>・商工会議所への加入、事業所等への加入促進、情報提供</li> <li>・仕事の場（施設外就労等）の開拓</li> <li>・高工賃支給事業所（就労継続支援A型事業等）開設に向けての支援</li> <li>・オリジナル製品共同開発、共同販売</li> <li>・事業所間の連携グループ会議の開催、共同事業実施</li> <li>・障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、事業所等への情報提供 等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>センター長（1名）、事務補助員（1名）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>（本部）米子市東福原1丁目1-45 （東部事務所）鳥取市江津730</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	組織形態	特定非営利活動法人（平成18年度から）（16年7月事業開始）	会 員	75ヶ所（就労継続支援事業所60ヶ所、小規模作業所4ヶ所、授産施設10ヶ所、その他の団体1ヶ所） （23年9月末現在）	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等の商品・製品の販売調整（共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理等）</li> <li>・会員バザー、研修会等の実施</li> <li>・制度案内誌（よりよい暮らしのために）発行</li> <li>・商工会議所への加入、事業所等への加入促進、情報提供</li> <li>・仕事の場（施設外就労等）の開拓</li> <li>・高工賃支給事業所（就労継続支援A型事業等）開設に向けての支援</li> <li>・オリジナル製品共同開発、共同販売</li> <li>・事業所間の連携グループ会議の開催、共同事業実施</li> <li>・障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、事業所等への情報提供 等</li> </ul>	職員配置	センター長（1名）、事務補助員（1名）	所在地	（本部）米子市東福原1丁目1-45 （東部事務所）鳥取市江津730
区 分	内 容																			
組織形態	特定非営利活動法人（平成18年度から）（16年7月事業開始）																			
会 員	75ヶ所（就労継続支援事業所60ヶ所、小規模作業所4ヶ所、授産施設10ヶ所、その他の団体1ヶ所） （23年9月末現在）																			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等の商品・製品の販売調整（共同受注・受注の配分、製品品質管理、納期管理等）</li> <li>・会員バザー、研修会等の実施</li> <li>・制度案内誌（よりよい暮らしのために）発行</li> <li>・商工会議所への加入、事業所等への加入促進、情報提供</li> <li>・仕事の場（施設外就労等）の開拓</li> <li>・高工賃支給事業所（就労継続支援A型事業等）開設に向けての支援</li> <li>・オリジナル製品共同開発、共同販売</li> <li>・事業所間の連携グループ会議の開催、共同事業実施</li> <li>・障がい者の仕事や職域の拡大に関する情報収集、事業所等への情報提供 等</li> </ul>																			
職員配置	センター長（1名）、事務補助員（1名）																			
所在地	（本部）米子市東福原1丁目1-45 （東部事務所）鳥取市江津730																			

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
障がい者一般就労移行支援事業	2,669	3,410	△741	1,081		(基金繰入金) 1,082	506																			
トータルコスト	5,083千円 (前年度 5,008千円) [正職員：0.3人]																									
主な業務内容	委託契約事務、実習謝金の支払い 等																									
工程表の政策目標(指標)	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 (目標値：一般就労への移行者数64人(平成23年度～平成30年度において毎年))																									
事業内容の説明				【「とっとり支え愛基金」充当事業】																						
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>(1) 障がい者が能力を発揮でき、作業効率の向上につながる職場環境への改善、職員の理解、就労支援スキルの向上を図ることを目的とした障がい者就労支援セミナー(ジョブコーチ地方セミナー)を開催する。</p> <p>(2) 障がい者の職場実習の活性化を図ることを目的として、実習の受入企業へ謝金を支給するとともに、実習受講者にも奨励金を支給する。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者就労支援セミナー(ジョブコーチ地方セミナー)開催事業</p> <table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td>障がい者が能力を発揮でき、作業効率の向上につながる職場環境への改善、職員の理解、就労支援スキルの向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>障がい者の就労支援を行う人材の育成を図ることにより、本県の障がい者雇用の促進を図ることを目的に、障がい者就労支援セミナー(ジョブコーチ地方セミナー)を開催する。 &lt;対象者&gt; 福祉施設職員、就労支援機関職員、医療・保健機関職員、企業関係者、特別支援教育に携わる教職員、障がい者就労支援に関心のある方</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>2,163千円</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td>国1/2、県1/2(とっとり支え愛基金)</td> </tr> </table> <p>※ ジョブコーチ…職場適応援助者。 障がい者と一緒に職場に入り、障がい者が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるように支援を行う者。</p> <p>(2) 実習受入謝金及び実習受講奨励金の支給</p> <table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td>障がい者の一般就労の支援に有効な一般企業における職場実習の活性化を図ることを目的として、福祉施設からの実習の受入企業に対し謝金を支給するとともに、実習受講者に対し奨励金を支給する。</td> </tr> <tr> <td>謝金単価</td> <td>実習受入実日数に応じて支給(ただし、3日以上の実習に限る。初日から対象。) ・1日当たり 1,000円</td> </tr> <tr> <td>【新規】奨励金単価</td> <td>実習受講実日数に応じて支給(ただし、3日以上の実習に限る。初日から対象。) ・1日当たり 1,000円</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>506千円</td> </tr> <tr> <td>財源</td> <td>単県</td> </tr> </table>									目的	障がい者が能力を発揮でき、作業効率の向上につながる職場環境への改善、職員の理解、就労支援スキルの向上を図る。	内容	障がい者の就労支援を行う人材の育成を図ることにより、本県の障がい者雇用の促進を図ることを目的に、障がい者就労支援セミナー(ジョブコーチ地方セミナー)を開催する。 <対象者> 福祉施設職員、就労支援機関職員、医療・保健機関職員、企業関係者、特別支援教育に携わる教職員、障がい者就労支援に関心のある方	予算額	2,163千円	財源	国1/2、県1/2(とっとり支え愛基金)	概要	障がい者の一般就労の支援に有効な一般企業における職場実習の活性化を図ることを目的として、福祉施設からの実習の受入企業に対し謝金を支給するとともに、実習受講者に対し奨励金を支給する。	謝金単価	実習受入実日数に応じて支給(ただし、3日以上の実習に限る。初日から対象。) ・1日当たり 1,000円	【新規】奨励金単価	実習受講実日数に応じて支給(ただし、3日以上の実習に限る。初日から対象。) ・1日当たり 1,000円	予算額	506千円	財源	単県
目的	障がい者が能力を発揮でき、作業効率の向上につながる職場環境への改善、職員の理解、就労支援スキルの向上を図る。																									
内容	障がい者の就労支援を行う人材の育成を図ることにより、本県の障がい者雇用の促進を図ることを目的に、障がい者就労支援セミナー(ジョブコーチ地方セミナー)を開催する。 <対象者> 福祉施設職員、就労支援機関職員、医療・保健機関職員、企業関係者、特別支援教育に携わる教職員、障がい者就労支援に関心のある方																									
予算額	2,163千円																									
財源	国1/2、県1/2(とっとり支え愛基金)																									
概要	障がい者の一般就労の支援に有効な一般企業における職場実習の活性化を図ることを目的として、福祉施設からの実習の受入企業に対し謝金を支給するとともに、実習受講者に対し奨励金を支給する。																									
謝金単価	実習受入実日数に応じて支給(ただし、3日以上の実習に限る。初日から対象。) ・1日当たり 1,000円																									
【新規】奨励金単価	実習受講実日数に応じて支給(ただし、3日以上の実習に限る。初日から対象。) ・1日当たり 1,000円																									
予算額	506千円																									
財源	単県																									



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
福祉の店販売機能強化事業	7,137	8,131	△994				7,137																					
トータルコスト	9,551千円 (前年度 10,527千円) [正職員：0.3人]																											
主な業務内容	補助金交付事務																											
工程表の政策目標(指標)	-																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>就労系障害福祉サービス事業所等(以下「事業所等」という。)において単独では対応することが困難な状況にある商品・製品等の販売について、事業所同士の連携のもと常設で販売する福祉の店を設置し、集約してこれら商品を主体的に販売することにより、授産活動を活性化させ、もって障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>事業所等が製作する商品・製品等を常設で販売する福祉の店について、次の要件を満たす福祉の店に運営費の補助を行う市町村に対して、その経費の一部を助成する。</p> <table border="1" data-bbox="215 772 1404 1131"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>10箇所以上の事業所等の商品・製品等を取り扱い、商品等の販売を行う団体</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>10㎡以上の面積を有する常設販売店</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>前年(1~12月)における県内の事業所等が取り扱う商品等に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	実施主体	10箇所以上の事業所等の商品・製品等を取り扱い、商品等の販売を行う団体	設置条件	10㎡以上の面積を有する常設販売店	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準額	前年(1~12月)における県内の事業所等が取り扱う商品等に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割合	500万円以下の額	50%	500万円超750万円以下の額	40%	750万円超1,000万円以下の額	30%
区 分	内 容																											
実施主体	10箇所以上の事業所等の商品・製品等を取り扱い、商品等の販売を行う団体																											
設置条件	10㎡以上の面積を有する常設販売店																											
負担割合	県1/2、市町村1/2																											
補助基準額	前年(1~12月)における県内の事業所等が取り扱う商品等に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割合	500万円以下の額	50%	500万円超750万円以下の額	40%	750万円超1,000万円以下の額	30%																			
区 分	割合																											
500万円以下の額	50%																											
500万円超750万円以下の額	40%																											
750万円超1,000万円以下の額	30%																											
(新)障がい者一般就労移行ネットワーク会議	900	0	900				900																					
トータルコスト	1,705千円 (前年度 0千円) [正職員：0.1人]																											
主な業務内容	委託料の支払い、会議出席 等																											
工程表の政策目標(指標)	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 (目標値：一般就労への移行者数64人(平成23年度~平成30年度において毎年))																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者の一般就労促進を推進するため、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行う福祉施設と、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の地域の社会資源との就労支援ネットワークを構築し、各機関の連携・情報共有を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の相手方：各障害者就業・生活支援センター</li> <li>・委託額：900千円(300千円×3圏域)</li> <li>・内容：各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークを構築し、ネットワーク関係機関の情報共有化を目的とした、連絡調整会議・研修会の実施を各障害者就業・生活支援センターに委託する。</li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>自立支援対策臨時特例基金を活用した「就労支援ネットワーク強化・充実事業」により地域のネットワークが形成され、福祉施設における一般就労に対する意識の醸成が見られたことが、福祉施設からの一般就労者数が50人を超えている要因。今後も継続することが重要である。</p>																												

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい者一般就労アセスメントモデル事業	5,188	0	5,188	2,594			2,594	
トータルコスト	5,188千円（前年度 0千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	委託事務、委託事業者との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 （目標値：一般就労への移行者数64人（平成23年度～平成30年度において毎年））							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者が就労系障害福祉サービスを利用するには、市町村のアセスメント（障がい程度等の心身の状況、日常生活等の状況、本人の希望等の障がい者に関する情報の事前調査）等を経て利用が決定される流れになっているが、就労系障害福祉サービス事業所の中には利用者の「困り込み意識」があるところもあり、いったん利用が始まると、そこから一般就労に向けた働きかけを行うことが難しい場合がある。</p> <p>そこで、就労系障害福祉サービス事業所の利用決定前の段階から就業・生活支援センターが関わり、一般就労の視点を持ったアセスメント及びモニタリング（障害福祉サービスの利用計画及びサービス提供に当たり、定期的に一般就労移行の可能性を評価）を行い、障がい者の一般就労の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>ア 事業内容</p> <p>就業・生活支援センターにアセスメント専任職員を配置し、市町村や相談支援事業者とともにアセスメントを実施し、サービス利用計画作成支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労系障害福祉サービス利用者に関するサービス利用のためのアセスメント実施に関する支援及び連絡調整</li> <li>就労系障害福祉サービス利用者に関するサービス利用計画作成に関する相談支援事業者に対する支援（アセスメント結果に基づく評価案の作成）など</li> </ul> <p>イ 委託先：障害者就業・生活支援センターしゅーと（米子市）</p> <p>ウ 委託料：5,188千円</p> <p>※ この事業は国のモデル事業（全国で10箇所程度）を利用して行うものである。</p>								
(新) 障がい者就労環境改善事業	10,000	0	10,000				(基金繰入金) 10,000	
トータルコスト	10,000千円（前年度 0千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	補助金業務、補助事業者との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設における就労から、一般就労に移行することができるように支援する。 （目標値：一般就労への移行者数64人（平成23年度～平成30年度において毎年））							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者の職場実習又は施設外就労の受入企業に対し、受入のための設備を改修する経費を助成することにより、企業内のバリアフリー化を図り、障がい者就労の促進につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>ア 対象企業</p> <p>次のいずれにも該当する企業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>障がい者の職場実習又は施設外就労の受入企業であること。</li> <li>「山陰発！！あいサポート運動推進・連携事業」によるあいサポート運動実施要綱に基づくあいサポート企業等として認定されていること。</li> </ol> <p>イ 対象経費</p> <p>障がい者が就労するために使用する建物に付随する設備を新築又は改修する経費（例：スロープの設置、玄関の扉改修、通路の拡張、多目的トイレへの改修 など）</p> <p>ウ 補助率：2/3</p> <p>エ 補助上限額：2,000千円</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部圏域障がい者就労 支援事業	216	256	△40	108			108	
トータルコスト	216千円 (前年度 256千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	障害福祉サービス事業所等と団体、一般企業との交流の場を設定する。							
工程表の政策目標(指標)	障がい者の就労支援のための環境づくり							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 就労系障害福祉サービス事業所等 (以下「事業所等」という。) で働く障がい者の工賃水準の引き上げや、企業等からの受託作業を確保するため、事業所等と商工会議所、JA等の団体や一般企業との交流・意見交換の場を設定する。								
(2) また、事業所等で作られる商品等や提供するサービスについて、企業等にPRする見本市を開催し、製品の販路の拡大と新たな受注機会の拡大を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 事業所と商工関係団体との交流会 (意見交換会)								
事業所の担当者と商工会、JA鳥取西部等の農業団体、水産関係団体、企業等の関係機関との意見交換会を開催する。								
・開催回数：年2回								
・参加者：事業所等 10人								
商工会、JA、企業等 10人								
(2) 西部圏域の事業所が出品する製品展示・合同商談会 (見本市) の開催								
西部圏域の事業所と地元企業等が参画する見本市を昨年に引き続いて開催し、受注機会及び販路拡大を促進する。								
※農福連携モデル事業による成果披露、商品化された加工品の展示・販売等も併せて実施する。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	255,379	1,486,066	△1,230,687	170,248			85,131		
トータルコスト	258,597千円（前年度1,489,261千円） [正職員：0.4人]								
主な業務内容	補助金交付事務等								
工程表の政策目標(指標)	-								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要									
障がい者が利用する施設等の施設整備に対して補助を行うことにより、ハード面における県内の障がい福祉基盤の向上、増進を図り、もって利用者の安心・安全を確保する。									
2 主な事業内容									
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金（255,379千円）									
区 分	内 容								
実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等								
対象事業	自己所有建物の創設（新築）、改築、大規模修繕等								
内容	社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する								
補助基準額	整備区分により算定								
補助対象経費	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費								
補助率	3/4								
負担割合	国1/2、県1/4、事業主体1/4								
障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業	13,790	14,671	△881				13,790		
トータルコスト	15,399千円（前年度18,665千円） [正職員：0.2人]								
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との連絡調整								
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要									
夜間世話人の配置に必要な経費を助成することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保するとともに、障がい者の地域移行の促進を図る。									
2 主な事業内容									
障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業（13,790千円）									
・平成24年度補助予定施設数等（共同生活住居数）：42住居									
区 分	内 容								
実施主体	グループホーム等を設置する社会福祉法人等								
間接補助事業主体	市町村								
内容	グループホーム等において夜間支援体制を確保するために必要な経費を補助する市町村に対し、県が運営費の一部を助成する。								
補助基準額	当該市町村が夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害程度区分に応じた単価に支援日数を乗じた額を合計した額。								
	障害程度区分	補助単価（単位：円（日・人））							
		夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1					
	区分1～6	300～950	420～1,000	520～1,040					
補助対象経費	夜間世話人の人件費（各種手当、社会保険を含む）								
補助率	県1/2（市町村1/2）								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																											
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	16,619	15,604	1,015			(基金繰入金) 14,594	2,025																											
トータルコスト	18,228千円（前年度 18,799千円）〔正職員：0.2人〕																																	
主な業務内容	補助金事務等																																	
工程表の政策目標（指標）	入所施設の入所者が地域生活に移行することを支援する。																																	
事業内容の説明	【「鳥取県住民生活に光をそそぐ基金」充当事業】																																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>重度の強度行動障がいのある方へ新たに居住支援を行う社会福祉法人等に対して、運営に係る経費又は施設整備に係る経費について助成を行うことにより、障がい児施設等で待機している状況を早期に解消すること並びに手厚い支援体制により、行動障がいを軽減して、ケアホーム等への移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への入居支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 強度行動障がい者新規支援補助事業（14,095千円）</p> <p>障害者支援施設、旧法入所施設及びケアホームにおいて、新たに重度の強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から、事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行うもの。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>新たに重度の強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2（住民生活に光をそそぐ交付金）、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>ア 障害者支援施設、旧法入所施設へ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 252,135円/月 イ ケアホームへ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 83,019円/月</td> </tr> </table> <p>(2) 強度行動障がい者ケアホーム移行支援事業（499千円）</p> <p>重度の強度行動障がい者が障害者支援施設、旧法入所施設からケアホームへ移行した場合に、1：1相当の配置に係る人件費から、事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>入所施設からケアホームへ、重度の強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2（住民生活に光をそそぐ交付金）、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>1人当たり所要額 83,019円/月</td> </tr> </table> <p>(3) 強度行動障がい者入居ケアホーム施設整備事業（2,025千円）</p> <p>重度の強度行動障がい者が新たに入居するケアホームを改修・創設する社会福祉法人等に対し、工事費が国庫補助等の基準額を超えた場合に、その超えた部分について補助を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象</td> <td>重度の強度行動障がい者が新たに入居するケアホームを改修・創設する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>重度の強度行動障がい者が入居するために必要な「危険防止等のための壁、ガラス、家具等への補強」に対する経費</td> </tr> <tr> <td>補助基準額（補助限度額）</td> <td>1住居当たり 全体工事費の20%</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>工事費が国庫補助等の基準額を超えた場合に、その超えた部分の金額について3/4を補助する。</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県10/10</td> </tr> </table>									実施主体	市町村	補助対象	新たに重度の強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2（住民生活に光をそそぐ交付金）、市町村1/2	補助基準単価	ア 障害者支援施設、旧法入所施設へ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 252,135円/月 イ ケアホームへ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 83,019円/月	実施主体	市町村	補助対象	入所施設からケアホームへ、重度の強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2（住民生活に光をそそぐ交付金）、市町村1/2	補助基準単価	1人当たり所要額 83,019円/月	補助対象	重度の強度行動障がい者が新たに入居するケアホームを改修・創設する社会福祉法人等	補助対象経費	重度の強度行動障がい者が入居するために必要な「危険防止等のための壁、ガラス、家具等への補強」に対する経費	補助基準額（補助限度額）	1住居当たり 全体工事費の20%	補助率	工事費が国庫補助等の基準額を超えた場合に、その超えた部分の金額について3/4を補助する。	負担割合	県10/10
実施主体	市町村																																	
補助対象	新たに重度の強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等																																	
負担割合	県1/2（住民生活に光をそそぐ交付金）、市町村1/2																																	
補助基準単価	ア 障害者支援施設、旧法入所施設へ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 252,135円/月 イ ケアホームへ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 83,019円/月																																	
実施主体	市町村																																	
補助対象	入所施設からケアホームへ、重度の強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等																																	
負担割合	県1/2（住民生活に光をそそぐ交付金）、市町村1/2																																	
補助基準単価	1人当たり所要額 83,019円/月																																	
補助対象	重度の強度行動障がい者が新たに入居するケアホームを改修・創設する社会福祉法人等																																	
補助対象経費	重度の強度行動障がい者が入居するために必要な「危険防止等のための壁、ガラス、家具等への補強」に対する経費																																	
補助基準額（補助限度額）	1住居当たり 全体工事費の20%																																	
補助率	工事費が国庫補助等の基準額を超えた場合に、その超えた部分の金額について3/4を補助する。																																	
負担割合	県10/10																																	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立鹿野かちみ園利用者環境向上事業	910	6,626	△5,716				910	
トータルコスト	910千円 (前年度 6,626千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	購入事務等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>鳥取県立鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園において、現在使用中の冷凍庫が老朽化し、ガスが漏れているなどの不具合があったものについて更新するもの。また、現在使用の除雪機1台は、購入から25年以上経過し老朽化が激しいことから、広い園内の除雪を行うには能力が不足しているため、鹿野かちみ園に小型の除雪機を1台追加する。</p>								
介護職員等によるたんの吸引等 (特定の者対象) 研修事業	6,196	12,657	△6,461	3,098			3,098	
トータルコスト	6,196千円 (前年度12,657千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	研修の委託実施							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 平成24年度から介護職員等によるたんの吸引等が制度化されることにより、特定の者 (障がい者等) に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる介護職員等を養成する研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 指導者に対する事前講習会 (72千円) ア 対象 看護師 イ 定員 9名 (2) 都道府県研修 (6,124千円) ア 対象 障害福祉サービス事業所登録ボランティア、特別支援学校教員、保育士等 イ 定員 150人 (東・中・西部で各50名)) ウ 内容 (告示により規程) ・ 基本研修 講義8時間、演習1時間 ・ 実地研修 特定の者に対して連続2回手引き書の手順通りに実施できるようになるまでたんの吸引等行為を行う。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰発！！あいサポート運動推進・連携事業	(16,154) 16,154	(16,355) 11,747	(△201) 4,407	(344) 344		(15,465) (基金繰入金) 15,465	(345) 345	
トータルコスト	31,910千円（前年度30,119千円）〔正職員：2.2人 非常勤職員0.0人〕							
主な業務内容	「あいサポート運動」の普及啓発							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明 ※上段（ ）は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額  
【「とっとり支え愛基金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

多様な障がいの特性や障がいのある方が困っていること並びに障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う方に「あいサポーター」になっていただき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を実現するため、必要な啓発活動を実施する。

平成24年度は、学校などの教育現場とも連携し、「あいサポート運動」を積極的に推進する。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

事業内容	予算額	財源
(1) 「あいサポート運動」のさらなる推進 ・ 県民への施策啓発広報の実施 ・ あいサポート企業・団体の認定 ・ あいサポート企業・団体活動事例発表会の開催	1,216	基金
(2) あいサポート研修の充実 ・ あいサポーターステップアップ研修 ・ あいサポーター研修の実施 ・ あいサポーターメッセンジャー（研修講師）養成研修 ・ あいサポートバッジ・パンフレット作成	4,354	基金
(3) 障害者週間等啓発事業 ・ 障害者週間ポスター・心の輪を広げる体験作文募集・表彰 ・ 障害者週間における啓発 ・ 障害者に関する正しい知識の普及啓発（精神障がい） ・ 「よりよいくらしのために」の購入	3,947	国庫 単県 基金
新 (4) 「あいサポートキッズ（仮称）」の養成 ・ 学校教育用のDVD作成 ・ 学校指導者向け研修 ・ キッズ用バッジ、パンフレット等作成	6,637	基金
計	16,154	

### 3 これまでの取組状況、改善点

県内外で2万8千人の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、あいサポーターになっていた。多くの賛同を得る中で運動の広がりへの期待も大きく、一層の啓発が必要であり、「鳥取発」のあいサポート運動を鳥根県・広島県を含めた他県との連携を模索しながら進めていきたい。

【あいサポーター数】 27,844人（平成23年9月30日現在）

【あいサポート企業・団体数】 72企業・団体（平成23年10月31日現在）

【あいサポーター研修回数】 251回

【あいサポートメッセンジャー（研修講師）】 108人

【他県連携】 H23.3.14：鳥根県と共同推進協定締結

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
支え愛のまちづくり普及啓発事業	(5,501) 5,501	(6,980) 6,008	(△1,479) △507			(5,501) (基金繰入金) 5,501						
トータルコスト	7,110千円（前年度 7,606千円）〔正職員：0.2人〕											
主な業務内容	支え合いの心の普及啓発、イベントの開催											
工程表の政策目標（指標）	—											
事業内容の説明	<p>※上段（ ）は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額 【「とっとり支え愛基金」充当事業】</p> <p>1 事業の目的・概要 「あいサポーター」や「子育て隊」などの支え合いに関する福祉施策について、従来個別に行ってきた普及啓発に加え、幅広い層の県民が集まり楽しめる総合的な普及啓発イベント等を平成23年度（第1回）を実施したところであるが、平成24年度にも引き続き実施し、県民の「支え愛」の心の醸成を図り、共生のまちづくりに向けた普及啓発を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【現在実施している支え合いに関わる制度】</p> <p>○あいサポート    ○認知症サポーター    ○子育て応援パスポート ○子育て隊        ○ハートフル駐車場利用証制度</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>○支え愛のまちづくりフェスティバルの開催</p> <p>キャッチフレーズの元に「支え愛」の心の醸成を目的としたイベントを開催し、多分野の福祉施策に係るイベントとすることで「共生のまちづくり」の実現に向けた県民全体の機運の醸成を図る</p> <p>ア 開催時期    平成24年11月 イ 開催場所    東部地区 ウ 内 容 講演（地域福祉などをテーマ）、表彰、取組発表、アトラクション、コンサート、パネル展示、福祉の店、高齢者疑似体験 など</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">5,501</td> </tr> </tbody> </table>								内 容	予算額 (千円)	<p>○支え愛のまちづくりフェスティバルの開催</p> <p>キャッチフレーズの元に「支え愛」の心の醸成を目的としたイベントを開催し、多分野の福祉施策に係るイベントとすることで「共生のまちづくり」の実現に向けた県民全体の機運の醸成を図る</p> <p>ア 開催時期    平成24年11月 イ 開催場所    東部地区 ウ 内 容 講演（地域福祉などをテーマ）、表彰、取組発表、アトラクション、コンサート、パネル展示、福祉の店、高齢者疑似体験 など</p>	5,501
内 容	予算額 (千円)											
<p>○支え愛のまちづくりフェスティバルの開催</p> <p>キャッチフレーズの元に「支え愛」の心の醸成を目的としたイベントを開催し、多分野の福祉施策に係るイベントとすることで「共生のまちづくり」の実現に向けた県民全体の機運の醸成を図る</p> <p>ア 開催時期    平成24年11月 イ 開催場所    東部地区 ウ 内 容 講演（地域福祉などをテーマ）、表彰、取組発表、アトラクション、コンサート、パネル展示、福祉の店、高齢者疑似体験 など</p>	5,501											



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
知的障がい者権利擁護事業	650	0	650				650													
トータルコスト	650千円 (前年度0千円) [正職員: 0.0人]																			
主な業務内容	補助金業務																			
工程表の政策目標 (指標)	-																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>知的障がい者の権利擁護を図るための講演会等の開催や、コミュニティフレンド事業の啓発・育成研修等を行うために要する経費等を助成する。</p>																				
<p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障がい者権利擁護事業</td> <td>200</td> <td>虐待・いじめ・差別等の知的障害者権利擁護に関する講演とシンポジウムを開催する。 (実施主体「鳥取県手をつなぐ育成会」に対する定額補助)</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者コミュニティフレンド事業</td> <td>450</td> <td>閉鎖的な生活に陥りがちな知的障がい者の社会生活の順応を支援するため、コミュニティフレンド (= 支援者) と知的障がい者の関係を増やしていく諸活動を行うとともに事業の啓発・コミュニティフレンド育成研修を実施する。(実施主体「鳥取県社会福祉士会」に対する定額補助)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>650</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	知的障がい者権利擁護事業	200	虐待・いじめ・差別等の知的障害者権利擁護に関する講演とシンポジウムを開催する。 (実施主体「鳥取県手をつなぐ育成会」に対する定額補助)	知的障がい者コミュニティフレンド事業	450	閉鎖的な生活に陥りがちな知的障がい者の社会生活の順応を支援するため、コミュニティフレンド (= 支援者) と知的障がい者の関係を増やしていく諸活動を行うとともに事業の啓発・コミュニティフレンド育成研修を実施する。(実施主体「鳥取県社会福祉士会」に対する定額補助)	合 計	650	
区 分	予算額	内 容																		
知的障がい者権利擁護事業	200	虐待・いじめ・差別等の知的障害者権利擁護に関する講演とシンポジウムを開催する。 (実施主体「鳥取県手をつなぐ育成会」に対する定額補助)																		
知的障がい者コミュニティフレンド事業	450	閉鎖的な生活に陥りがちな知的障がい者の社会生活の順応を支援するため、コミュニティフレンド (= 支援者) と知的障がい者の関係を増やしていく諸活動を行うとともに事業の啓発・コミュニティフレンド育成研修を実施する。(実施主体「鳥取県社会福祉士会」に対する定額補助)																		
合 計	650																			

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
障がい者虐待防止・権利擁護事業	4,133	1,335	2,798	2,066			2,067																			
トータルコスト	5,742千円 (前年度2,933千円) [正職員：0.2人]																									
主な業務内容	研修の実施、検討委員会の開催																									
工程表の政策目標 (指標)	-																									
事業内容の説明																										
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>平成24年10月の障害者虐待防止法の円滑な施行に向けて、障がい者の虐待防止に関する中央研修を受講した者を講師に、県内の障害福祉サービス事業所管理者・従業者及び相談窓口職員研修を実施する。</p> <p>また、県が障害者権利擁護センターとしての機能を果たすことができるよう必要な体制を整備する。</p>																										
<p>2. 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者虐待防止対策研修事業</td> <td>(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者3名を国の研修に派遣して養成する (2) 障がい者虐待防止研修 障害福祉サービス事業所管理者研修、障害福祉サービス事業所従業者研修、相談窓口職員研修を実施する</td> <td>2,545</td> </tr> <tr> <td>障がい者虐待防止検討委員会開催事業</td> <td>平成24年10月に県障害者権利擁護センター及び市町村虐待防止センターの機能を果たす体制整備ができるよう関係者による検討を実施する。</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>(新) 体制整備事業</td> <td>労働局等の関係機関との連携会議の開催や業務マニュアルを作成する。</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>(新) 運営支援チーム設置運営事業</td> <td>県弁護士会、県社会福祉士会など専門的關係者で組織する運営支援チームを各圏域に設置し、虐待の個別ケースについて県及び市町村に必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。</td> <td>798</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>4,133</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	障がい者虐待防止対策研修事業	(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者3名を国の研修に派遣して養成する (2) 障がい者虐待防止研修 障害福祉サービス事業所管理者研修、障害福祉サービス事業所従業者研修、相談窓口職員研修を実施する	2,545	障がい者虐待防止検討委員会開催事業	平成24年10月に県障害者権利擁護センター及び市町村虐待防止センターの機能を果たす体制整備ができるよう関係者による検討を実施する。	460	(新) 体制整備事業	労働局等の関係機関との連携会議の開催や業務マニュアルを作成する。	330	(新) 運営支援チーム設置運営事業	県弁護士会、県社会福祉士会など専門的關係者で組織する運営支援チームを各圏域に設置し、虐待の個別ケースについて県及び市町村に必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	798	合 計		4,133
区 分	内 容	予算額																								
障がい者虐待防止対策研修事業	(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者3名を国の研修に派遣して養成する (2) 障がい者虐待防止研修 障害福祉サービス事業所管理者研修、障害福祉サービス事業所従業者研修、相談窓口職員研修を実施する	2,545																								
障がい者虐待防止検討委員会開催事業	平成24年10月に県障害者権利擁護センター及び市町村虐待防止センターの機能を果たす体制整備ができるよう関係者による検討を実施する。	460																								
(新) 体制整備事業	労働局等の関係機関との連携会議の開催や業務マニュアルを作成する。	330																								
(新) 運営支援チーム設置運営事業	県弁護士会、県社会福祉士会など専門的關係者で組織する運営支援チームを各圏域に設置し、虐待の個別ケースについて県及び市町村に必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	798																								
合 計		4,133																								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
刑務所を出所した障がい者・高齢者のための地域生活定着支援センター設置事業	17,500	17,500	0	17,000			500	
トータルコスト	19,914千円（前年度19,896千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	地域生活定着支援センターの設置運営委託経費、普及啓発など							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
刑務所出所者のうち、帰住先がない障がい者又は高齢で福祉的支援が必要な者に対し、出所後速やかに福祉サービスへつなげるための支援を行う地域生活定着支援センターを運営する。								
2 主な事業内容								
名 称	鳥取県地域生活定着支援センター							
場 所	鳥取市伏野 2 2 5 9 番地 4 3 地域支援総合センター（しらはま交流センター）内							
実施主体	鳥取県							
委 託 先	社会福祉法人鳥取県厚生事業団							
運営開始日	平成 2 2 年 7 月 1 日							
開所時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 4 5 分、月～金（祝日・年末年始を除く）							
職 員	相談員 5 名（常勤専従 2 名、常勤兼務 3 名）							
財源内訳	国 1 0 / 1 0（県の事務費は一般財源）							
対 象 者	保護観察所が行う特別調整の対象者（障がい者又は高齢者であって、帰住先がないため自立が困難と思われる者で、かつ、満期釈放される者）							
委託内容	①刑務所に入所中の人に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑務所退所後の受入施設等の確保のための調整（帰住予定地の決定）</li> <li>・刑務所退所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備</li> </ul> ②刑務所を退所した人にかかる支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に対する処遇、福祉サービス等の利用に対する助言等</li> <li>・適正な処遇が行われているか、個人情報管理がなされているかなど、一定期間ごとのサービス評価</li> <li>・本人・家族又は関係機関等に対する助言</li> <li>・福祉サービス等の利用支援</li> </ul>							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者スポーツ振興事業	33,918	30,936	2,982				33,918	
トータルコスト	41,964千円 (前年度 38,924千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	委託契約業務、委託事業所との連絡調整、その他事業進行管理業務							
工程表の政策目標(指針)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者スポーツの振興を図るため、指導者の育成、各種スポーツ大会の開催などに対して助成する。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
事業名	予算額	内 容						
全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業	11,695	夏季国民体育大会後に開催される「全国障害者スポーツ大会」への鳥取県選手団の派遣等を行う。 24年度: 岐阜県開催 〔委託先: 鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
障害者スポーツ指導員養成事業	381	初級障害者スポーツ指導員の養成研修を行う。 障害者スポーツ指導員数: 181名 (H24.2.6現在) 〔委託先: 鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
障害者スポーツ指導員派遣事業	185	鳥取県障害者スポーツ指導者連絡協議会と連携して、障がい者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う。 〔委託先: 鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
スポーツ大会開催支援事業	6,417	各種スポーツ大会の開催に要する経費を助成する。 ①鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会 〔補助先: 鳥取県障がい者スポーツ協会〕 2,276千円  ②鳥取県身体障害者体育大会 941千円 〔補助先: 鳥取県身体障害者福祉協会〕  ③鳥取県手をつなぐスポーツ祭り 2,400千円 〔補助先: 鳥取県手をつなぐ育成会〕  ④全日本challengedアクアスロン皆生大会 500千円 〔補助先: 全日本challengedアクアスロン皆生大会実行委員〕  ⑤【新規】スポーツフェスティバル 300千円 〔委託先: 鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業	14,624	鳥取県障がい者スポーツ協会の運営・事業実施のため、常勤職員1名、障害者スポーツ指導員3名(常勤、うち1名は事務職と兼)の配置に要する経費の補助 〔補助先: 鳥取県障がい者スポーツ協会〕						
標準事務費	616							
合 計	33,918							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児・者地域生活体験事業	779	1,441	△662				779	
トータルコスト	2,388千円 (前年度3,039千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう、生活体験ホームを利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行い、障がい児・者の地域生活移行を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費の一部を助成する。</p>								
区分	内 容							
実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等							
利用者	県内に居住している在宅の障がい児・者							
補助基準額	【補助単価】							
	利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は非常勤単価(基準I)の日額単価に基づくもの) 【補助基準額上限】 1施設あたり3,117千円(4,270円×2名×365日)						
	家賃補填額	330,000円(1施設あたり、上限)						
	施設利用日数 利用者一人当たり1泊2日～3ヶ月まで							
補助率	県1/2、市町村1/2(任意)							
事業所数	4箇所							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	2,951	2,822	129	1,135			1,816													
トータルコスト	2,951千円 (前年度2,822千円) [正職員：0.0人]																			
主な業務内容	委託契約業務、委託事業者との連絡調整																			
工程表の政策目標 (指標)	-																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がいのある方の情報通信技術の利用機会を創出して情報バリアフリー化を促進するため、パソコン利用講習会を実施する。</p> <p>また、パソコンの使用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアを養成・派遣することにより、障がい者の社会参加の促進を図る。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者のための出前IT講習事業</td> <td>680</td> <td>重度障がい者宅や施設に出向き、パソコン利用の講習を実施する。</td> </tr> <tr> <td>新障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業</td> <td>2,271</td> <td>障がい者パソコンボランティアを養成し、パソコンボランティアセンターにおいて個々の要望に応じてボランティア派遣を行う。</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,951</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	障がい者のための出前IT講習事業	680	重度障がい者宅や施設に出向き、パソコン利用の講習を実施する。	新障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	2,271	障がい者パソコンボランティアを養成し、パソコンボランティアセンターにおいて個々の要望に応じてボランティア派遣を行う。	合 計	2,951	
区 分	予算額	内 容																		
障がい者のための出前IT講習事業	680	重度障がい者宅や施設に出向き、パソコン利用の講習を実施する。																		
新障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	2,271	障がい者パソコンボランティアを養成し、パソコンボランティアセンターにおいて個々の要望に応じてボランティア派遣を行う。																		
合 計	2,951																			

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者文化・芸術 振興事業	3,952	2,807	1,145	1,330			2,622	
トータルコスト	5,561千円（前年度 4,405千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約業務、委託事業者との連絡調整、補助対象事業者選定業務、補助金交付事務、 作品展等開催業務							
工程表の政策目 標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者の文化・芸術の普及啓発及び活性化を図る取組みにより、障がいのある方が、自ら「絵を描いてみたい」、「楽器を演奏したい」など、文化・芸術活動をやってみたいという意欲を高めることにより、障がい者の文化・芸術活動の振興と社会参加を図り、もってノーマライゼーションの実現を促進する。								
2 主な事業内容								
区 分	予 算 額	内 容						
障がい者文化・芸術作品 展等開催事業 [継続・ 新規]	2,570千円	障がい者文化・芸術への理解促進を図るための、講演会、シンポジウム及び作品展等を開催する。 また、あいサポート作品展(仮称)として、島根県、広島県、鳥取県の3県で連携して中国地方の障がい者芸術作品展を開催する。						
障がい者文化・芸術作品 展等開催事業に係る他県 連携プロジェクト[新規]	432千円	障がい者文化・芸術の中国地方共通のプロジェクトとして、各県の代表で構成されたプロジェクトチームにより今後の仕組み作りを行う。						
芸術の鑑賞機会づくりへの 支援 [継続]	510千円	障がいや年齢に関わらず、誰もが楽しめるバリアフリーコンサート等のバリアフリー芸術を開催する団体へ支援し、特に障がいのある方やその家族の方に、周りを気にせず音楽や映像等の芸術を鑑賞できる機会をつくる。						
障がい者アート鑑賞の機 会づくり [新規]	90千円	障害のある人が安心して活動に取り組める仕組みの構築や、作品の発表の場の整備を進め、障がい者アートの魅力を広く知ってもらうために、県内の優れた作品を常設的に展示でき、自然に多くの方の目に触れるような形で、いつでも誰でも鑑賞できる環境を整備する。また、広く県民の方を対象とし、特に障がいのある方やその家族の方に、周りを気にせず音楽や映像等の芸術を鑑賞できる機会をつくる。						
標準事務費	350千円							
合 計	3,952千円							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
(新) 障害者手帳を有しない難病者支援実践事業所応援事業	1,603	0	1,603			(基金繰入金) 1,603												
トータルコスト	3,212千円 (前年度 0千円) [正職員：0.2人]																	
主な業務内容	補助金事務等																	
工程表の政策目標 (指標)	入所施設の入所者の地域生活への移行																	
事業内容の説明				【「とっとり支え愛基金」充当事業】														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>現行の障害者自立支援法において障害福祉サービス事業所の支援（給付）を受けるためには、障害者手帳の取得が必要であるが、病気に起因した身体への障がい軽度である場合など、法定支援（給付）対象外となり、手帳所持者と同様に福祉的支援が必要とされる場合においても、十分なサポートが受けられない場合がある。</p> <p>このように、法の谷間にある難病の方に対する支援を実践する事業所を支援し、もって難病の方の活動の場を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障害者手帳を持っていない（取得できない又は市町村において支給決定できない）難病の方に対して、福祉的就労の場等を提供し、日中活動の支援を行う任意事業所に対して助成を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村が認める事業所</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>福祉的就労事業、日中活動支援に関する事業</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助単価</td> <td>障害者手帳を有しない難病者年間延べ利用日数×4,240円（定額）</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	実施主体	市町村が認める事業所	事業内容	福祉的就労事業、日中活動支援に関する事業	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助単価	障害者手帳を有しない難病者年間延べ利用日数×4,240円（定額）
区 分	内 容																	
実施主体	市町村が認める事業所																	
事業内容	福祉的就労事業、日中活動支援に関する事業																	
負担割合	県1/2、市町村1/2																	
補助単価	障害者手帳を有しない難病者年間延べ利用日数×4,240円（定額）																	
【臨】第20回中国地区合同手話研修会開催助成事業費	100	0	100				100											
トータルコスト	100千円 (前年度 0千円) [正職員：0人]																	
主な業務内容	補助金交付事務																	
工程表の政策目標 (指標)	—																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>第20回中国地区合同手話研修会を鳥取県で開催する経費の一部を主催する団体に対し補助する。※約5年に1度中国各県で持ち回りにより中国大会を開催。平成24年度は鳥取県が大会の当番県。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【事業主体】手話サークル連絡協議会、全国手話通訳問題研究会  【開催時期】平成24年9月  【開催地】鳥取市  【参加人数】手話関係者約200名  【内容】中国地区手話関係者を対象に、講演及び各分科会等を実施。</p>																		



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業	305,375	1,346,645	△1,041,270			(基金繰入金) 287,703 (財産収入) 3,038 (雑入) 4	14,630	
トータルコスト	324,685千円（前年度1,365,816千円）〔正職員：2.4人〕							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明				【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
障害者自立支援法の確実な定着を図るため、平成18年度から23年度までの間に造成した鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、事業者の新事業体系への移行促進のための基盤整備等の各種特別対策事業を実施する。								
2 主な事業内容				(単位：千円)				
事業内容								予算額 (負担割合)
1. 事業者に対する運営の安定化等に係る措置								43,485
(1) 新体系定着支援事業 平成18年度から23年度の間旧体系施設から新体系に移行した施設であって、移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成。								41,400 (国1/2) (県1/4) (市1/4)
(2) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 特別支援学校の在学学生、入院中の精神障がい者に対し、就労系事業の適否を判断するためのアセスメントの実施に向けた調整会議等を実施する。 ◎補助基準額：会議開催経費1事業所当たり60千円以内/回(年10回を限度)								600 (国1/2) (県1/4) (市1/4)
(3) 地域移行支度経費支援事業 入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、新たに必要となる物品購入費用を助成。 ◎補助基準額：1人当たり30千円以内								1,485 (国1/2) (県1/4) (市1/4)
2. 新法への移行等への円滑な実施措置								158,670
(4) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要な施設又は事業所の増改築事業、設備整備に要する経費を助成する。 ◎補助基準額： ・新体系サービスで必要となる改修・増築・備品整備1施設あたり20,000千円以内（消防設備改修2,000千円以内、ケアホーム・グループホームの改修整備（賃貸物件）・備品購入5,000千円以内） ・開設準備経費 1事業所 1,000千円 ・大規模な生産設備整備 1施設 100,000千円								121,500 (国10/10)
(5) 障害者地域移行体制強化事業								2,600
①グループホーム・ケアホーム移行促進事業						2,000	(国10/10)	
②精神障害者等の家族に対する支援事業						600		

事業内容	予算額 (補助率)
(6) 障害者自立支援法改正施行円滑化特別支援事業 法の施行に伴い、緊急的に必要となる制度改正の周知徹底やシステム改修経費等に対する助成。	8,000 (国10/10)
(7) 相談支援体制充実・強化事業 障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービスに結びつけていくための相談支援体制の充実、強化に対する助成。 ①相談支援発展推進事業 10,000千円 ②ピアサポートセンター等設置推進事業 4,700千円 ③特別アドバイザー派遣等事業 1,500千円 ④地域自立支援協議会運営強化事業 3,000千円 ⑤家庭訪問等事業 5,250千円	24,450 (国10/10)
(8) その他法の施行に伴い緊急に必要な事業 ①視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業 120千円 ②体育館等バリアフリー緊急整備事業 2,000千円	2,120 (国10/10)
3. 新規メニュー事業実施対策費 新規メニュー事業の実施に柔軟に対応するための経費	52,141 国10/10)
4. 福祉・介護人材の処遇改善 職員の処遇改善に取り組む障害福祉サービス事業所に対してサービス種別に応じた交付率により助成。(平成24年2月及び3月サービス提供分)	48,041 (国10/10)
臨時特例基金特別対策事業費 計	302,337
5. 事業外の予算 ○障害者自立支援臨時特例基金利息積立金 基金の運用による利息を、基金に再度積み立て。 利息は、事業最終年度に活用。	3,038
予算 合計	305,375

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
（新）重度訪問介護等の利促進に係る市町村支援事業	96,593	0	96,593	64,395			32,198											
トータルコスト	96,593千円（前年度0千円）〔正職員：0.0人〕																	
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務																	
工程表の政策目標（指標）	-																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>重度障がい者の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高いなど、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う。 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金の基金事業であったものが新たに補助金化されたもの。</p> <p>実施主体：都道府県 実施方法：補助 補助率：国1/2、県1/4、（市町村1/4）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>次に掲げる要件を満たす市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。</p> <p>(1) 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 (2) 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村（地域生活支援事業の補助対象市町村にあっては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。） (3) 助成額：当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、都道府県が必要と認める額</p>																		
（新）障害福祉サービス運営定着支援事業	(3,391)	(0)	(3,391)				(3,391)											
事業内容の説明																		
※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障害者自立支援法上の障害福祉サービス事業所へ新体系移行した小規模作業所又は新規開設したNPO法人等に対し、障害福祉サービス事業所を運営していくための基礎力の定着及び向上のため経営等に関する個別相談、訪問、研修等を行い、事業所が適切な運営の定着を図ることを目的とする。</p> <p>2 主な業務内容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター</td> </tr> <tr> <td>事業実施期間</td> <td>平成24年4月から平成25年3月まで（1年間限り）</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td> <p>(1) 相談対応</p> <p>振興センターに配置するコーディネーター又は振興センターが契約するアドバイザーを派遣し、障害福祉サービス運営に係る全般の個別相談等を行う。また、平成23年度から平成24年度に小規模作業所から新体系移行した事業所については、個別に巡回し、相談・助言等を行う。</p> <p>(2) 研修等</p> <p>障害福祉サービス事業所を運営していくための経営等に関する研修を、企画立案・実施する。</p> <p>(3) その他</p> <p>事業経営等に必要な基礎力を向上する上でのコーディネート（必要に応じて、行政、会計事務所、コンサルタント及び他事業所等と連携や意見交換、情報交換会等も企画。）を行う。その他、障害福祉サービスを行う上で必要な情報を提供したり、新規開設を行う上での相談対応も行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>相談等の対象</td> <td> <p>・小規模作業所から移行したNPO法人等の日中活動系障害福祉サービス事業所</p> <p>・新規開設したNPO法人等の日中活動系障害福祉サービス事業所</p> <p>※就労事業会計研修については、上記以外の対象事業所を含む。</p> </td> </tr> </table>									実施主体	県	委託先	特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター	事業実施期間	平成24年4月から平成25年3月まで（1年間限り）	委託内容	<p>(1) 相談対応</p> <p>振興センターに配置するコーディネーター又は振興センターが契約するアドバイザーを派遣し、障害福祉サービス運営に係る全般の個別相談等を行う。また、平成23年度から平成24年度に小規模作業所から新体系移行した事業所については、個別に巡回し、相談・助言等を行う。</p> <p>(2) 研修等</p> <p>障害福祉サービス事業所を運営していくための経営等に関する研修を、企画立案・実施する。</p> <p>(3) その他</p> <p>事業経営等に必要な基礎力を向上する上でのコーディネート（必要に応じて、行政、会計事務所、コンサルタント及び他事業所等と連携や意見交換、情報交換会等も企画。）を行う。その他、障害福祉サービスを行う上で必要な情報を提供したり、新規開設を行う上での相談対応も行う。</p>	相談等の対象	<p>・小規模作業所から移行したNPO法人等の日中活動系障害福祉サービス事業所</p> <p>・新規開設したNPO法人等の日中活動系障害福祉サービス事業所</p> <p>※就労事業会計研修については、上記以外の対象事業所を含む。</p>
実施主体	県																	
委託先	特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター																	
事業実施期間	平成24年4月から平成25年3月まで（1年間限り）																	
委託内容	<p>(1) 相談対応</p> <p>振興センターに配置するコーディネーター又は振興センターが契約するアドバイザーを派遣し、障害福祉サービス運営に係る全般の個別相談等を行う。また、平成23年度から平成24年度に小規模作業所から新体系移行した事業所については、個別に巡回し、相談・助言等を行う。</p> <p>(2) 研修等</p> <p>障害福祉サービス事業所を運営していくための経営等に関する研修を、企画立案・実施する。</p> <p>(3) その他</p> <p>事業経営等に必要な基礎力を向上する上でのコーディネート（必要に応じて、行政、会計事務所、コンサルタント及び他事業所等と連携や意見交換、情報交換会等も企画。）を行う。その他、障害福祉サービスを行う上で必要な情報を提供したり、新規開設を行う上での相談対応も行う。</p>																	
相談等の対象	<p>・小規模作業所から移行したNPO法人等の日中活動系障害福祉サービス事業所</p> <p>・新規開設したNPO法人等の日中活動系障害福祉サービス事業所</p> <p>※就労事業会計研修については、上記以外の対象事業所を含む。</p>																	

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
県立障害者体育センター管理委託費（指定管理者制度）	6,286	6,286	0				6,286																			
トータルコスト	6,286千円（前年度6,286千円）〔正職員：0.0人〕																									
主な業務内容	委託料の支払、指定管理者との協議等																									
工程表の政策目標（指標）	-																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県立障害者体育センターの管理運営を指定管理者に委託するための経費である。</p> <p>【施設の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-2</td> </tr> <tr> <td>設置目的</td> <td>障がい者の体育活動等を推進するため</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>992.65㎡</td> </tr> <tr> <td>開館年月日</td> <td>昭和52年10月13日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者の名称等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市伏野2259-43</td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td>(社福) 鳥取県厚生事業団</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td>理事長 西原 昌彦</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定の期間</p> <p>平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）</p> <p>(3) 業務の内容</p> <p>ア 体育センターの施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</p>									区分	内容	所在地	鳥取市湖山町西三丁目113-2	設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため	建築面積	992.65㎡	開館年月日	昭和52年10月13日	区分	内容	所在地	鳥取市伏野2259-43	団体名	(社福) 鳥取県厚生事業団	代表者名	理事長 西原 昌彦
区分	内容																									
所在地	鳥取市湖山町西三丁目113-2																									
設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため																									
建築面積	992.65㎡																									
開館年月日	昭和52年10月13日																									
区分	内容																									
所在地	鳥取市伏野2259-43																									
団体名	(社福) 鳥取県厚生事業団																									
代表者名	理事長 西原 昌彦																									
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	5,158	1,100	4,058			(雑入)	9	5,149																		
トータルコスト	13,204千円（前年度9,088千円）〔正職員：1.0人〕〔非常勤職員：1.0人〕																									
主な業務内容	障がい福祉課内の総括及び課内外の連絡調整等																									
工程表の政策目標（指標）	-																									
事業内容の説明																										
障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費である。																										

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(統合) 薬物依存症リハビリ 施設助成モデル事業	0	1,959	△1,959					
トータルコスト	0円 (前年度 1,959千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
アルコール・薬物等依存症支援対策事業に統合								
[廃止] 新事業体系移行施設運 営費 (精神障害者生活 訓練施設等運営費)	0	153,729	△153,729					
トータルコスト	0円 (前年度155,327千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
平成24年3月末をもって、精神障害者生活訓練施設等は障害者自立支援法による新体系へ移行し、自立支援給付の対象となるため。								
[廃止] 鳥取県障害福祉サー ビス事業所ウェブア クセシビリティ技術 向上支援事業	0	276	△276					
トータルコスト	0千円 (前年度 276千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
本事業は、県内のIT系業務を行う障害福祉サービス事業所がウェブアクセシビリティにかかる業務を受注することが出来るよう、基礎知識、技術等を習得するための研修会を開催するための臨時的な事業である。								
[廃止] 小規模作業所支援事 業 (小規模作業所運 営費補助金)	0	51,793	△51,793					
トータルコスト	0千円 (前年度 62,976千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
障がい者等へ生産活動等の機会、一般就労に向けた訓練、創作活動等の日中活動の場の提供等を行う小規模作業所に対して支援を行うことで、小規模作業所利用者の自立や社会参加の促進を図るとともに、小規模作業所の障害者自立支援法上の新事業体系への移行を促す事業として、平成23年度を事業終期としていたものである。								
[廃止] 障害福祉計 画等策定検討事業	0	2,312	△2,312					
トータルコスト	0千円 (前年度 10,300千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
平成23年度中に鳥取県障害福祉計画 (第3期計画) を策定するため、事業終了する。 なお、同計画の進行管理は、鳥取県障害者施策推進協議会等において実施する。								

2項 児童福祉費

障がい福祉課 (内線: 7866)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児保護費 (鳥取県肢体不自由児協会補助金)	750	750	0				750	
トータルコスト	750千円 (前年度750千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明	<p>肢体不自由児・者に対する理解と社会参加を支援するため、肢体不自由協会が行う機関紙「いずみ」の発行及び肢体不自由児・者父母の会連合会が行う県大会開催に対して助成を行う。</p>							

障がい福祉課 (内線: 7152)

3目 母子福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	(5,912) 5,912	(8,379) 6,074	(△2,467) △162	(3,185) 3,185		(12) (雑入) 12	(2,715) 2,715	
トータルコスト	15,567千円 (前年度15,660千円) [正職員: 1.2人、非常勤職員: 0.4人]							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明	<p>※上段 ( ) は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額</p> <p>1 事業の目的・概要 20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ在宅児童を監護・養育している者に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費 (3,185千円、国10/10) (平成24年12月31日の受給権者数の見込み: 1,104人) (2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料 (279千円 単県) (3) 非常勤職員に係る経費 (2,448千円 単県)</p>							

## 4目 心身障がい者扶養共済事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
心身障がい者扶養共済事業費	203,607	205,156	△1,549	34,335		(心身障がい者扶養共済事業収入) 12,555 (雑入) 12	42,705
トータルコスト	206,021千円 (前年度207,552千円) [正職員: 0.3人、非常勤職員: 1.0人]						
主な業務内容	年金給付金の支払、加入者掛金の収納、制度の周知等						
工程表の政策目標(指標)	—						

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に対して終身一定額の年金を支給することにより、障がい者の生活の安定と、保護者が抱く障がい者の将来に対する不安の軽減を図る。

## 2 主な事業内容

心身障がい者を扶養している者(加入者)が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者が扶養していた障がい者に年金を支給する。

(心身障がい者年金給付金: 20,000円/月・口、加入口数は1人2口まで)

(単位: 千円)

区分	予算額	備考
心身障害者年金給付金	102,960	
脱退一時金給付金等	1,800	
特別調整費負担金	68,320	扶養共済制度運営費
保険料	25,373	加入者掛金等
その他	5,154	非常勤職員人件費・標準事務費等
合計	203,607	

## 加入者及び年金受給者の状況 (平成24年1月1日現在)

加入者数	339人
加入者口数	467口
年金受給者数	354人
年金受給者口数	390口

4款 衛生費  
 1項 公衆衛生費  
 4目 精神衛生費

障がい福祉課（内線：7862）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アルコール・薬物等 依存症支援対策事業	3,422	6,578	△3,156				3,422	
トータルコスト	6,640千円（前年度8,974千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	アルコール・薬物依存症関連相談、普及啓発、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療関係者、当事者団体、相談支援機関等の関係者で構成する「地域依存症対策推進委員会」を開催し、本県のアルコール・薬物等依存症の支援について検討及び支援ネットワークの構築を図る。また、広報等により、アルコール・薬物等の正しい知識の普及啓発、相談機関等のPRを行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>								
区分	内容							予算額
総合的な政策立案	地域依存症対策推進委員会の開催（123） 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。							123
アルコール・薬物 依存症等相談支援	<p>①精神科医等による定例相談会の開催（436） 各福祉保健局（保健所）で、精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。</p> <p>②家族教室の開催【地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）で実施】 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会（ピアカウンセリング）を開催する。</p> <p>③かかりつけ医に対する専門研修の開催（534） アルコール・薬物等依存症の患者が最初に受診することの多い内科等のかかりつけ医に対して、依存症に関する専門的な研修を実施し、依存症患者の早期発見・早期治療を行うための体制整備を行う。</p> <p>④相談担当者研修会の開催（82） 市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催する。</p>							1,052
普及啓発	<p>①アルコール・薬物等依存症に関する普及啓発（126） 市町村、自助団体（ダルク、断酒会等）、精神科医療機関等と連携して、アルコール・薬物等による健康被害の正しい普及啓発、相談機関などのPRを行う。</p> <p>②依存症関連講演会の開催（162） 各圏域で、地域住民を対象にした、依存症等に関する講演会及び当事者の体験談の発表を行う。</p>							288
回復支援	薬物依存症リハビリ施設助成事業補助金（1,959） 薬物依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。 補助先：特定非営利活動法人鳥取ダルク							1,959
合計								3,422



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	3,381	42,181	△38,800	1,286			2,095	
トータルコスト	29,128千円（前年度77,328千円）【正職員：3.2人】							
主な業務内容	対象者への総合的支援、各種会議の開催、関係機関の調整連携推進等							
工程表の政策目標（指標）	入所施設の入所者の地域生活への移行							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
精神科病院入院中または入所施設入所中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院・退所可能な精神障がい者に対し、地域の福祉サービス等の資源を利用する機会を提供し、退院及び退所後の地域生活のための支援を行うことにより、精神障がい者の社会的自立を促進する。								
2 主な事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
項目	内 容							予算額
地域の支援体制整備と対象者の退院に向けた支援の実施	○地域体制整備コーディネーターによる支援体制の整備 ①各福祉保健局保健師が中心となり、関係機関の役割調整や地域に不足する資源の調査・発掘・開発等の広域的調整を実施する。 ②精神障がい者に対する理解を進めるため、市町村、当事者及び家族等と連携しながら、公民館等の人権学習の場等を通じて、精神障がい者の理解・啓発を進める。							983
地域移行支援強化事業	①地域移行支援プロジェクト会議 全圏域における課題を整理 ②地域移行支援強化研修会 退院支援に携わる専門職等のスキルアップ研修							536
ピアサポーターによる退院・退所支援（新）	①福祉保健局からの依頼を受けて支援活動を実施 ②ピアサポーターによる体験談の発表や地域生活をイメージさせるための同行支援 ③地域住民等へ当事者としての体験発表							369
地域移行推進会議、実務担当者会議の開催・運営	○地域移行推進会議 各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者（精神科病院の管理者、市町村福祉担当課長等）が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。 ○実務担当者会議 各圏域で、実務担当者（精神科病院ソーシャルワーカー、市町村福祉担当職員等）が、個別支援における課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。							1,050
地域と病院との交流（新）	○精神科病院入院患者と地域住民やボランティア（地域移行推進員等）との交流の場を提供することにより、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいへの理解の促進を図る。							443
合 計								3,381

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
精神科医療適正化事業費	6,912	6,148	764				6,912																						
トータルコスト	24,613千円 (前年度23,722千円) [正職員: 2.2人]																												
主な業務内容	精神医療審査会の運営、文書作成委託料支払業務等																												
工程表の政策目標 (指標)	—																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的・概要 措置入院又は医療保護入院者の人権に配慮し、適正な医療・保護を確保するため、入院の適否について精神医療審査会で審査する。</p> <p>2 主な事業内容 精神医療審査会の開催等の経費である。 【精神医療審査会の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</td> </tr> <tr> <td>構 成</td> <td>13名 (2合議体) ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者 (医師6名) ・法律に関し学識経験を有する者 (検事1名、判事1名、弁護士1名) ・その他学識経験を有する者 (4名)</td> </tr> <tr> <td>開催期日</td> <td>毎月1回 (1合議体を隔月開催)</td> </tr> <tr> <td>審査手続</td> <td>・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、保護者等の意見に基づき審査を行う。</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	構 成	13名 (2合議体) ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者 (医師6名) ・法律に関し学識経験を有する者 (検事1名、判事1名、弁護士1名) ・その他学識経験を有する者 (4名)	開催期日	毎月1回 (1合議体を隔月開催)	審査手続	・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、保護者等の意見に基づき審査を行う。											
区 分	内 容																												
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律																												
構 成	13名 (2合議体) ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者 (医師6名) ・法律に関し学識経験を有する者 (検事1名、判事1名、弁護士1名) ・その他学識経験を有する者 (4名)																												
開催期日	毎月1回 (1合議体を隔月開催)																												
審査手続	・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、保護者等の意見に基づき審査を行う。																												
精神科救急医療体制整備事業費	50,224	40,998	9,226	25,010			25,214																						
トータルコスト	52,638千円 (前年度43,394千円) [正職員: 0.3人]																												
主な業務内容	関係機関との連絡調整、精神科救急医療施設等の指定、委託契約事務等																												
工程表の政策目標 (指標)	—																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的・概要 直ちに医療及び保護の必要がある精神障がい者の診療・入院に対応できる医療体制の整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神科救急医療システム連絡調整会議</td> <td>医療圏域ごとに精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための連絡調整会議を開催する。</td> <td>599</td> </tr> <tr> <td>移送体制の整備及び運営</td> <td>精神保健指定医、看護師等を派遣し、診察・判定を行うとともに、民間病院車による患者移送体制を整備する。</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>精神科救急医療施設事業費</td> <td>圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。(直ちに入院を要する患者を受け入れるための医師等待機料及び空床確保料)</td> <td>49,056</td> </tr> <tr> <td>圏域精神科医療体制検討会</td> <td>圏域における精神医療体制の確保について検討を行う会議を開催する。</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td></td> <td>144</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>50,224</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	精神科救急医療システム連絡調整会議	医療圏域ごとに精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための連絡調整会議を開催する。	599	移送体制の整備及び運営	精神保健指定医、看護師等を派遣し、診察・判定を行うとともに、民間病院車による患者移送体制を整備する。	221	精神科救急医療施設事業費	圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。(直ちに入院を要する患者を受け入れるための医師等待機料及び空床確保料)	49,056	圏域精神科医療体制検討会	圏域における精神医療体制の確保について検討を行う会議を開催する。	204	標準事務費		144	合 計		50,224
区 分	内 容	予算額																											
精神科救急医療システム連絡調整会議	医療圏域ごとに精神科救急医療体制の円滑な運営を図るための連絡調整会議を開催する。	599																											
移送体制の整備及び運営	精神保健指定医、看護師等を派遣し、診察・判定を行うとともに、民間病院車による患者移送体制を整備する。	221																											
精神科救急医療施設事業費	圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。(直ちに入院を要する患者を受け入れるための医師等待機料及び空床確保料)	49,056																											
圏域精神科医療体制検討会	圏域における精神医療体制の確保について検討を行う会議を開催する。	204																											
標準事務費		144																											
合 計		50,224																											

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
精神衛生費	(26,514) 26,514	(31,762) 29,237	(△5,248) △2,723	(16,622) 16,622		(13) (負担金)1 (雑入)12	(9,879) 9,879																
トータルコスト	46,629千円（前年度49,207千円）〔正職員：2.5人、非常勤職員：1.0人〕																						
主な業務内容	精神保健指定医の任免、措置入院関係事務、レセプト点検業務等																						
工程表の政策目標（指標）	—																						
事業内容の説明 ※上段（ ）は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額																							
1 事業の目的・概要 精神疾患のある方（措置入院医療対象者）の医療・保護を行い、早期治療等と再発防止に努めるとともに、精神保健福祉を推進する。																							
2 主な事業内容 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、措置入院等の実施、医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務に要する経費である。（単位：千円）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置入院費・患者移送費</td> <td>22,143</td> <td>措置入院医療、対象患者護送に要する経費 (国3/4、県1/4)</td> </tr> <tr> <td>措置入院医療費審査支払事務委託費</td> <td>20</td> <td>措置入院医療費の審査・支払事務委託料 (単県)</td> </tr> <tr> <td>行政費</td> <td>1,903</td> <td>措置入院時の精神保健指定医診察に係る謝金及び旅費等（単県）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>24,066</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	措置入院費・患者移送費	22,143	措置入院医療、対象患者護送に要する経費 (国3/4、県1/4)	措置入院医療費審査支払事務委託費	20	措置入院医療費の審査・支払事務委託料 (単県)	行政費	1,903	措置入院時の精神保健指定医診察に係る謝金及び旅費等（単県）	合 計	24,066	
区 分	予算額	内 容																					
措置入院費・患者移送費	22,143	措置入院医療、対象患者護送に要する経費 (国3/4、県1/4)																					
措置入院医療費審査支払事務委託費	20	措置入院医療費の審査・支払事務委託料 (単県)																					
行政費	1,903	措置入院時の精神保健指定医診察に係る謝金及び旅費等（単県）																					
合 計	24,066																						
(2) レセプト点検員設置事業（2,448千円） 措置入院医療及び自立支援医療（精神通院医療）に係るレセプト点検員（有資格者：非常勤職員）を障がい福祉課に配置し、レセプト（診療報酬明細書）等の詳細な点検を実施する。																							
社会復帰対策事業費 （精神障がい者社会 適応訓練事業）	1,515	4,739	△3,224				1,515																
トータルコスト	14,389千円（前年度17,520千円）〔正職員：1.6人〕																						
主な業務内容	協力事業所への委託、就労支援への調整等																						
工程表の政策目標（指標）	—																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的・概要 社会復帰に意欲のある通院中の精神障がい者が、個別の目標に従い、医療機関と連携して病状の変化等に併せた訓練を実施し、再発防止を含めた社会的自立訓練を促進し、社会復帰を図る。																							
2 主な事業内容 対象者が、登録された協力事業所・団体等（107箇所）に通い、仕事の場の提供を受けることにより、次のような訓練を実施する。（委託事業） ・人付き合い、社会的ルールの訓練 ・集中力、持続力の訓練 ・不安、緊張の解消  (現在、訓練中の者について、平成24年度中に障がい福祉サービスへ移行を行い本事業を終了)																							

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県精神障害者家族 会連合会支援事業	1,600	1,600	0				1,600	
トータルコスト	4,014千円 (前年度3,996千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	家族会等の事業に係る連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目 標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会による各種研修会・交流会等の開催や精神障がい者に対する正しい知識・理解の普及啓発事業に係る経費を助成し、団体の育成、障がいに対する知識の普及を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉研修会の実施</li> <li>・三者合同研修会の実施</li> <li>・家族会相談援助事業</li> <li>・研修会等参加活動事業</li> <li>・広報・啓発活動事業</li> </ul>								
精神障がい者スポーツ 大会 (バレーボール)	344	344	0				344	
トータルコスト	1,149千円 (前年度1,143千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目 標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>精神障がい者バレーボール鳥取県大会を開催する。(委託)</p> <p>(1) 委託先：鳥取県精神保健福祉協会</p> <p>(2) 対象者：県内の13歳以上の精神障がい者</p> <p>(3) 県大会優勝チームは、中四国大会に出場する。</p>								
てんかんのある方の支 援者等研修事業	700	0	700	350			350	
トータルコスト	1,505千円 (前年度0円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目 標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「てんかん」に関する一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、「てんかん」に対する理解を促進すると同時に、「てんかん」のある方に対する支援の手法を学ぶための研修を実施し、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社団法人日本てんかん協会鳥取県支部に委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座 (12回)：市町村、学校、公民館、企業関係者等に直接出向き講座を開催</li> <li>・啓発セミナー (1回)：広く一般県民向けに普及啓発を図るためのセミナーを開催</li> <li>・支援者研修会の開催 (3回)：てんかんのある方への適切な対応の仕方 (介助方法) を学ぶ研修を開催</li> </ul>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日常生活自立支援事業	44,381	44,003	378	22,190			22,191	
トータルコスト	45,186千円（前年度44,802千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委員会への出席、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

判断能力の十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し助成する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 補助率 10/10（国1/2、県1/2）

(3) 事業の概要

ア 県社協は各基幹的社協（鳥取市社協・倉吉市社協・米子市社協）に事業を委託する。

イ 各基幹的社協は、専門員を配置する。（各基幹的社協2名ずつ）

ウ 専門員は、認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方や日常生活に不安のある方とサービスの提供について契約を行う。

エ 専門員の指示の下、生活支援員が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりなどのサービスを実施し、日常生活を支援する。

（生活支援員数131名＜平成23年10月末現在＞）

(4) 補助対象経費 人件費（専門員・事務局）、事務費

(5) 予算額 44,381千円

区分	予算額	摘要
事務局運営費	10,983千円	人件費
事務局事業費	3,212千円	契約締結審査会、連絡会議、広報活動
委託費	30,186千円	基幹的社協への委託
合計	44,381千円	

3 これまでの取組状況、改善点

平成12年度 専門員を東部・中部・西部に1名ずつ配置し事業稼働

平成20年度 西部の専門員を1名増員（計4名配置）

平成21年度 東部・中部の専門員を1名増員（各2名：計6名配置）

○関係機関への事業周知、理解が図られ、相談・利用件数が増加している。

（相談件数）平成17年度：434件→平成22年度：4,312件

【利用件数の推移（単位：人）】

契約者数	H17.9月末	H23.10月末時点
高齢者	46	83
知的障がい者	27	58
精神障がい者	6	30
その他	3	11
計	82	182
うち東部	31	60
うち中部	23	59
うち西部	28	63

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛ボランティア養成組織化事業	16,088	16,558	△470	8,044		(基金繰入金) 8,044		
トータルコスト	16,088千円 (前年度 16,558千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	ボランティアコーディネーター養成研修修了者の増 (目標値500人)							
事業内容の説明				【「とっとり支え愛基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>支援が必要な方が地域で安心して暮らしていくことができる環境を整備するため、養成したボランティア運営人材の組織化などを行い、県民のボランティア活動を一層活性化することにより、地域での支え愛の担い手を確保する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 定額 (負担割合 国1/2、県1/2)</p> <p>(3) 補助の内訳</p>								
区 分	内 容						予算額(千円)	
①ボランティアバンク (一部新規)	生活支援 (新規) と災害対応を柱に、ボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「ふくしボランティアバンク (仮称)」を設置、運営するとともに、災害ボランティアの担い手を養成する研修会を開催する。 また、災害ボランティアセンターの運営を行うコーディネーターを養成・登録し、組織化を図るとともに、関係機関による会議を開催し相互の連携を図る。						2,086	
②ボランティア団体等運営人材の養成 (継続)	市民とボランティアを調整するコーディネーターの研修会及び生活支援ボランティアのグループ等のリーダーの研修会を開催し、ボランティア団体を運営する人材を養成する。 また、企業CSR活動 (社会貢献活動) とタイアップしたボランティア講座を開催し、地域で活動する企業ボランティアを養成する。						1,786	
③ボランティアの組織化 (継続)	過去に養成したボランティアコーディネーターの組織化を図るため連絡会を設置し、組織化を図る。 また、市町村ボランティアセンター相互のコーディネートを行うとともに、市町村社協との課題の共有・検討を行い、市町村ボランティアセンターの活性化を図る。						216	
④ボランティア団体の支援 (継続)	鳥取県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討するための委員会を開催するとともに、福祉施設の職員や学校等を対象とする福祉ボランティア情報誌「HOTeye」を発行・配布する。						1,104	
⑤職員人件費	上記事業を行うに当たって必要となる職員の人件費						10,896	
合 計							16,088	
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>従前、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行ってきたボランティア運営人材の養成のみでは、一過性のものとなってしまっているため、コーディネーターの連絡会で横の連携を図るなど一歩押し進め、これらのボランティア運営人材の組織化や連携を促進し、より一層のボランティア活動の活性化を図っている。</p> <p>また、雪かき、雪下ろし、傾聴ボランティアのように、若い世代の力や専門性のあるボランティアは規模の小さな町村では確保が困難であり、市町村社協より県域での調整機能が望まれていることから、生活支援に係るボランティアバンクを新設する。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 <small>(基金繰入金)</small>	一般財源	
地域福祉活動活性化事業	24,750	24,750	0	16,500		8,250		
トータルコスト	25,555千円（前年度 25,549千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実＜ソーシャルワーカーの配置＞（目標値10地域）							
事業内容の説明	【「とっとり支え愛基金」充当事業】							
<p>1 事業の目的・概要                      地域づくりのコーディネーターとして専門職（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を市町村に配置し、福祉活動を推進する市町村に対し、事業の立ち上げ支援として補助金を支給する。</p> <p>2 主な事業内容                      (1)実施主体 市町村                      (2)補助率等 3/4                          基準額：1実施主体あたり6,600千円                          [負担割合：国1/2、県1/4、実施主体1/4]</p> <p>(3)補助対象経費                      以下の事業の実施に要する経費                      ①専門職（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置                      ②いきいきサロン活動やふれあい地域活動拠点整備                      ③小地域ネットワーク活動の実施                      ④相談ネットワーク会議の開催                      ⑤ケース支援調整会議の開催</p> <p>(4)事業期間 2年（H23～24年度：琴浦町、日南町）                                  （H24～25年度（予定）：八頭町、伯耆町、岩美町）</p> <p>(5)予算額 24,750千円（6,600千円 × 3/4 × 5町 = 24,750千円）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点                      ○平成20年度から事業を開始し、平成23年度までに地域づくりのコーディネーターである専門職（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を9市町村（市町村、市町村社協）に配置した。これにより自治会単位でのサロンの活性化や見守りネットワークの構築が図られた。                      【指標】ソーシャルワーカーの配置（目標値10地域）                      →【現状】延べ9市町村に配置                          （H20・21：米子市・湯梨浜町、H21・22：智頭町、南部町、日吉津村、H22・23                          倉吉市、若桜町、H23・24：琴浦町、日南町）</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉教育推進事業	7,777	7,695	82	3,888		(基金係入金) 3,889		
トータルコスト	8,582千円（前年度 14,085千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明				【「とっとり支え愛基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会等が行うボランティア体験などの福祉教育のための事業に対し補助金を支給する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 (2) 補助率 10/10（国1/2、県1/2） (3) 補助の内容</p>								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
①地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業	2,456	指定市町村社協において、地域の子どもたちの福祉教育等を実践（1社協300千円、8箇所）						
②ボランティア体験事業	460	高校生等を対象とする社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施						
③高校生地域福祉活動体験特別事業	450	高校生が自ら企画運営するサロン等の地域福祉活動に助成						
④福祉教育研究会	900	本県の福祉教育の振興方策を検討するため、研究委員会を開催						
⑤福祉教育研究セミナー	340	福祉教育の実践経験や推進策について意見交換を行うセミナーを開催						
⑥福祉学習サポーター養成講座	360	福祉学習を支える人材を育成する講座を実施						
⑦職員人件費	2,811	上記の事業実施に当たって必要な人件費						
合 計	7,777							



事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県福祉研究学会支援事業	400	400	0				400	
トータルコスト	1,205千円(前年度1,199千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	学会理事会・総会への参加、学会事業に係る協議・検討、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	県の福祉専門職員の資質向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を顕彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の事業に対し支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 構成員 民間・学術・行政機関の福祉関係者</p> <p>(2) 事務局 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(3) 運営財源 参加費、県補助金等</p> <p>(4) 主な事業</p> <p>① 講演会の開催(年1回)</p> <p>② 研究発表会の開催(年1回。分野ごとに研究成果の発表を行う。)</p> <p>※分野：高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉領域の5分野</p> <p>※平成23年度は2月18日開催(32件の発表)(平成22年度は39件)</p> <p>※顕彰として、優秀者には奨励金の交付を行う。</p> <p>【予算内訳】鳥取県福祉研究学会への助成 300千円(補助率：定額)</p> <p style="padding-left: 40px;">県知事賞(副賞) 100千円</p>								
県民総合福祉大会開催事業	1,200	1,200	0				1,200	
トータルコスト	2,809千円(前年度2,798千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	負担金交付事務、県民総合福祉大会開催事務							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内の福祉関係者の顕彰を行うとともに、福祉のまちづくりに対する理解を深めるため開催する県民総合福祉大会に係る経費の負担金である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 県民総合福祉大会実行委員会(県、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会ほか)</p> <p style="padding-left: 20px;">&lt;事務局：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会&gt;</p> <p>(2) 事業内容 県民総合福祉大会の開催</p> <p style="padding-left: 20px;">・県内福祉関係者の表彰</p> <p style="padding-left: 20px;">・ボランティア体験発表</p> <p style="padding-left: 20px;">・福祉に関する講演 など</p> <p>(3) 参加者数 約1,600人</p> <p>(4) 予算額 負担金1,200千円(全体事業費2,200千円)</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民生委員費	113,291	114,202	△911	213			113,078	
トータルコスト	130,188千円（前年度130,977千円） [正職員：2.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、民生委員の改選事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>民生委員・児童委員（主任児童委員を除く、委員定数1,462名）の手当、鳥取県民生児童委員協議会の活動に対する補助金及び市町村が民生委員推薦会を開催する経費負担に要する経費である。</p>								
2 主な事業内容								
区分		予算額(千円)	実施主体		費用負担割合			
民生委員手当等		86,329	県		県10/10			
民生児童委員協議会等補助金		25,207	県民生児童委員協議会等		県10/10			
地区民協会長等研修事業費委託料		426	県（委託先：県民生児童委員協議会）		国1/2、県1/2			
民生委員推薦会開催事業負担金		190	市町村		県10/10			
民生委員改選事務費		1,139	県		県10/10			
合計		113,291						
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の活動の負担軽減を進めていくため、平成23年度は東部、中部、西部で意見交換会を実施しながら、活動する上での悩みや課題、要望を聞く場を設けた。今後も定期的に意見交換会を開催するなど交流の場を増やし、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を検討していく。</li> <li>・民生委員手当について、平成23年度交付税単価の変更に伴い、手当の額を変更した。 （年58,100円→年58,200円）</li> <li>・鳥取県民生児童委員協議会が行う第16回鳥取県民生委員児童委員大会（3年に1回）の開催経費に対して補助する。</li> </ul>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県社協運営費助成事業	48,129	48,355	△226				48,129	
トータルコスト	48,934千円（前年度 49,154千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会の事業を円滑に実施するため、人件費、運営費等に対して補助する。</p> <p>2 主な事業内容                      (1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会                      (2) 補助率 県10/10                      (3) 補助の内容</p>								
（単位：千円）								
区分	予算額	内容						
人件費補助	45,925	○会長、福祉団体育成指導員、福祉活動指導員、事務職員、地域福祉県民運動推進指導員						
運営費補助	2,204	○事務所として使用する県立福祉人材研修センターの事務室使用料 ○事務室に要する光熱費等						
<p>3 これまでの取組状況、改善点                      ○社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会の体質強化、企画立案機能の向上を目指して、正規職員の比率の向上が図られた。                      ○事業の廃止、見直しなどの精査を行い、それに合わせて必要な人員配置について検討が行われている。                      ○社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会の業務の根幹である「地域福祉」の重点化に向け、更なる見直しを行う予定。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉・介護人材就労支援事業	13,292	22,312	△9,020	2,451		(基金繰入金) 9,474	1,367	
トータルコスト	14,097千円（前年度23,111千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約締結・支払事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明				【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
福祉・介護職場において、離職率が高く、人材が定着していないことや、若い世代等の参入が減少している現状にあることから、総合的な人材確保就労支援策を団体等へ補助・委託する。								
2 主な事業内容								
区分	事業内容			予算額	財源内訳			
職場体験事業	福祉・介護への興味・関心を持つ学生・高齢者等を対象に、現場の実情について理解を深めるため、職場体験を行う機会を提供する。 (委託先：県福祉人材センター)			4,736千円	基金10/10			
福祉の就職フェア開催事業	求職者や新卒予定者を対象に、求人事業所ごとの職場説明会やセミナーを開催し、就職を支援する。 (委託先：県福祉人材センター)			4,738千円	基金10/10			
進路選択学生支援事業	学生や進路指導教員の福祉・介護職への理解を深めるため、説明会等を開催する。 (委託先：県福祉人材センター)			2,270千円	国1/2、 県1/2 一部単県			
企画運営委員会	福祉・介護人材確保対策事業が、効率的かつ効果的に実施できるよう企画運営委員会を設置する。			138千円	国1/2、 県1/2			
外国人介護福祉士候補者就労支援対策事業補助金	外国人介護福祉士候補者の就労上必要な日本語能力や介護技術習得のため、学習にかかる経費を雇用者に対し補助する。 (県内3施設6人が対象)			1,410千円	国10/10			
3 これまでの取組状況、改善点								
福祉の就職フェアにおいては、平成22年度に41名、平成23年度に32名（1月10日現在）の採用に結びつけた。今後も求職者へのきめ細かい助言・相談や、事業所に対する定期訪問により、実績を伸ばしていく。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉・介護人材定着支援事業	21,932	64,868	△42,936			(基金繰入金) 11,619	10,313	
トータルコスト	22,737千円 (前年度69,662千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約締結・支払事務							
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							

事業内容の説明 【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

福祉・介護職場において、離職率が高く人材が定着していないことから、総合的な人材確保定着支援策を団体等へ補助・委託する。

2 主な事業内容

区分	事業内容	予 算 額	財 源 内 訳
職場環境改善研修事業	介護従事職員が定着しやすい職場づくりを推進するため、事業者を対象とした研修等を実施する。 (委託先：県福祉人材センター)	2,468千円	基金10/10
階層別研修事業	介護従事職員が職場において、キャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場づくりに資するよう、階層別に研修を実施する。 (委託先：県福祉人材センター)	4,653千円	基金10/10
福祉・介護労働実態調査	県内事業所の離職・定着等の実態を把握するため、継続して調査を実施する。	998千円	単県
介護専門職研修事業	介護サービスの質を向上するため、介護施設等の介護職員を対象として、実践的な知識の習得や指導者養成のための研修を実施する。 (委託先：県福祉人材センター)	9,315千円	単県
複数事業所連携事業	小規模事業所等が複数の事業所で連携して人材の確保・育成に係る研修を実施する経費を補助する。	1,388千円	基金10/10
介護従事者研修会等実施事業	介護従事者を対象としてキャリアアップや資質向上のための研修を実施する。 (委託先：県福祉人材センター)	3,110千円	基金10/10

3 これまでの取組状況、改善点

働きやすい職場づくりに向けた事業所研修や、福祉介護職場の職員の資質向上を目的とした研修等を実施してきたが、直ちに離職率の低下等の成果に結びつくものではないため、継続的に取り組む必要がある。今後は、研修後のフォロー体制を整備する等事業内容を見直し、引き続き実施する。

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材センター運営事業	37,013	32,792	4,221	5,979			31,034	
トータルコスト	40,231千円（前年度 35,987千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託契約締結・委託料支払事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
社会福祉従事者の確保等を図るため、社会福祉法93条に基づき福祉人材センターとして指定した鳥取県社会福祉協議会に対し、下記の事業を委託する。（指定日：平成5年6月1日）								
2 主な事業内容								
(1) 委託先 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会								
(2) 事業の内訳								
	区分	事業内容	予算額	財源内訳				
	基礎事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉人材無料職業紹介事業</li> <li>・説明会、講習会等開催事業</li> <li>・福祉人材確保相談事業</li> <li>・福祉人材確保に関するフォロー</li> <li>・福祉に関する啓発・広報事業</li> </ul>	36,081千円	国1/2 県1/2 単県				
	特別推進事業	・福祉施設等採用予定者研修会の開催	932千円					
3 これまでの取組状況、改善点								
福祉人材センターでは、平成22年度に62名、平成23年度に55名（1月10日現在）の採用に結びつけた。今後とも、ハローワークと連携し、雇用のミスマッチを解消しながら実績を伸ばしていく。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	36,694	36,853	△159			(使用料) 3,060	33,634	
トータルコスト	38,303千円（前年度38,451千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県立福祉人材研修センターの管理運営について指定管理者への委託に要する経費である。</p> <p>【施設の概要】</p> <p>所在地：鳥取市伏野1729-5</p> <p>設置目的：福祉人材の育成と県民の福祉に対する理解促進を図るため</p> <p>建築面積：5,401.04㎡</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 内海 敏（鳥取市伏野1729-5）</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>ア 福祉人材研修センターの施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 福祉人材研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</p> <p>(3) 指定の期間</p> <p>平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 設定済債務負担行為額 162,260千円（32,452千円×5年）</p> <p>(5) 予算額 36,694千円</p> <p>（内訳）協定に基づく委託料 32,452千円</p> <p>（旧）介護実習普及センターの施設管理に要する費用 4,242千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成22年度に福祉用具展示室の跡地の利用について、NPO法人、社会福祉法人、福祉団体、ボランティア団体など、センター利用者からアンケートを行った結果を踏まえ、平成23年度からフリースペースとして整備し、その管理を指定管理者がセンター全体の指定管理業務と一体で行っている。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新)介護福祉士等修学資金貸付事業	13,464	0	13,464	6,000			7,464	
トータルコスト	15,073千円（前年度 0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約締結・委託料支払事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内の介護福祉士及び社会福祉士の養成確保を図るため、修学資金貸付を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 貸付内容</p> <p>&lt;貸付対象&gt; ・養成施設等に在学していること。  ・将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものであること。  ・学業成績優秀で心身ともに健全であること。</p> <p>&lt;貸付限度額&gt; 月額5万円</p> <p>&lt;貸付期間&gt; 養成施設等の正規修学期間内</p> <p>(3) 返還免除要件 養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等。</p>								
(新)介護職員離職防止対策事業	500	0	500			(基金繰入金)	500	
トータルコスト	500千円（前年度 0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	委託契約締結・委託料支払事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							
【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>介護の仕事は、夜勤など厳しい勤務条件や、高齢者本人・その家族等との人間関係の難しさなど、非常にストレスの多い職場であり、そのことが離職率の高さにつながっている。</p> <p>大規模な介護サービス事業者では人材定着策が確立されているが、中小の介護事業者においては、離職に伴う慢性的な人材不足を訴える声もあり、介護職員の定着率向上が喫緊の課題となっている。</p> <p>離職者が多い一因としては、労働関係法令の遵守も含めた事業者としてのマネジメント能力不足も考えられることから、マネジメント能力を向上し、介護職員の働きやすい職場づくりを推進するため、鳥取労働局や（財）介護労働安定センターと連携して研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 研修内容</p> <p>&lt;対象者&gt; 福祉・介護事業所等を運営する法人等</p> <p>&lt;内容（例）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働状況の実情把握と離職者防止対策に係る助言。</li> <li>・労働関係法令の遵守に向けた取組の推進。</li> <li>・業務改善取組事例や多様な働き方の導入に関する好事例の情報提供、助言。</li> </ul>								



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
<地方機関計上予算> (新) 民生児童委員研修事業	211	0	211				211	
トータルコスト	211千円（前年度0千円） [正職員：0.0人、非常勤職員：0.0人]							
主な業務内容	民生児童委員活動に役立つ研修の実施							
工程表の政策目標（指標）	市町村と協働して多くの支え愛の主体を作り上げる。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の支え愛の重要な担い手としての中心的な役割を担う民生児童委員を育成するため、西部地区の民生児童委員を対象とした研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>島根原子力発電所に近いという地域性を考慮し、原子力災害、自然災害などの緊急事態に日ごろから備えるために必要な研修を行う。</p> <p>テーマ「災害時における民生児童委員の役割」</p> <p>(1) 東日本大震災の被災地のうち鳥取県が職員を派遣した宮城県から、防災対策により被害を最小限度に止めることができた地域の現役民生児童委員を講師として招き、基調講演を行う。</p> <p>(2) 基調講演の講師及び西部地区各地域の民生児童委員の代表者、防災ボランティア等によるパネルディスカッションを行う。</p>								
【廃止】 県立福祉人材研修センター基金造成補助事業	0	1,233	△1,233					
トータルコスト	0千円（前年度1,233千円） [正職員：0.0人]							
事業の内容								
指定管理者の決算上、余剰金の1/2を補助する制度であり、現時点で補助の有無は未確定である。（4月の決算後に必要に応じて対応する。）								
【廃止】 介護支援ボランティア制度導入支援事業	0	2,200	△2,200					
トータルコスト	0千円（前年度2,200千円） [正職員：0.0人]							
事業の内容								
平成23年度事業の実施により、新たに市町村が取組みを実施又は検討するなど効果が現れているため廃止する。								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
とっとり支え愛体制づくり事業	114,243	261,603	△147,360			(基金繰入金) 104,982 (財産収入) 9,261	0	
トータルコスト	114,243千円（前年度269,591千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約締結・支払事務							
工程表の政策目標（指標）	地域福祉支援体制の充実							

事業内容の説明 【鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金】充当事業  
【「とっとり支え愛基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携して支援することについて、国の交付金を財源として造設した介護基盤緊急整備等臨時特例基金及びとっとり支え愛基金（新設）を活用しながら、各種施策を組み合わせ、総合的に地域での支え愛の体制づくりを行う。

（単位：千円）

区分	予算額	事業の概要
県事業	43,243	地域での支え愛の気運を醸成するための人材育成等を行うとともに、鳥取ふれあい共生ホーム（拡充型）の整備促進等を図る。
市町村・NPO等事業	71,000	見守りネットワーク構築、交流拠点整備等を行う市町村や、高齢者や障がい者等に対する見守り活動・生活支援サービス等を新たに実施する住民団体、NPO等に対して支援を行う。
	114,243	

2 主な事業内容

(2-1) 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金活用

(1) 県事業

（単位：千円）

細事業名	予算額	内容
鳥取ふれあい共生ホーム（拡充型）整備事業（補助金）	30,000	年齢や障がいの有無等によって対象者を限定することなく、地域住民を含め、誰もが集い、多様なサービスや活動で支え合う拠点（居場所）の整備を支援する。 【実施主体】住民団体、NPO等 【補助率】10/10（上限額1,000千円）
(新) 共生ホーム実践塾の開催	500	サービス事業所等が「地域住民誰もが日常的にふれあい、交流できる環境をつくっていくことの大切さ（＝事業所の地域共生）」を学ぶ研修会を実施する。
(新) 地域包括ケア先進地に学ぶ研修会の開催	1,000	高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に生活を継続するためには、行政、病院、介護事業所、地域住民が連携して支える必要があることから、連携の手法・各機関の役割など先進事例を学ぶ研修会を開催する。
各種推進会議の開催	997	支え愛まちづくり推進プロジェクトチーム、市町村や関係機関（団体）等との意見交換を実施する。 平成24年度では新たに各圏域（総合事務所福祉保健局）が実施する関係機関との検討会議等に要する経費を追加した。

## (2) 市町村・NPO等事業

(単位：千円)

細事業名	予算額	内容
鳥取県地域「支え愛」 体制づくり事業費補 助金	51,000	地域での見守り活動、買い物支援、交通弱者対策、家族介護者 への支援、災害時要援護者等に係る取組を新たに立ち上げる市町 村やNPO等に対して財政支援を行う。 【実施主体】住民団体、NPO等、市町村 【補助率】10/10 (上限額 立上げ3,000千円、拠点整備・人材育成1,000千円)

## (2-2) とっとり支え愛基金活用

## (1) 県事業

(単位：千円)

細事業名	予算額	内容
(新) 支え愛のまち づくり県民行動計画 の策定	1,485	地域福祉関係者が各々の特徴を活かしながら、地域住民ととも に、生活課題への対応、援護が必要な者への適切な支援や行動に つなげるための実践計画を策定する。
(新) とっとり支え 愛基金運用益	9,261	運用益を基金に積み立てる

## (2) 市町村・NPO等事業

(単位：千円)

細事業名	予算額	内容
(新) とっとり支え 愛活動支援補助金	20,000	NPO等が実施する地域での見守り活動、家族介護者への支援、 災害時要援護者等に係る取組を行うための運営に要する経費を補 助する市町村又は当該事業を実施する市町村に対して財政支援を 行う。 【実施主体】市町村 【補助率】市町村が補助する額の1/2 (上限額1,000千円)

## &lt;参考：鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用状況&gt;

平成22年度実績 1,102千円

平成23年度執行状況 176,039千円

## (主な内容)

鳥取県地域「支え愛」体制づくり補助金 132,313千円

普及啓発（フェスティバル、事例集等） 16,563千円

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
(新)鳥取型地域生活支援システムモデル事業 (居場所づくり事業)	3,000	0	3,000			(基金繰入金) 3,000										
トータルコスト	3,000千円(前年度0千円)[正職員:0.0人]															
主な業務内容	委託契約の締結															
工程表の政策目標(指標)	支え愛のまちづくりの展開															
事業内容の説明	【「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」充当事業】															
<p>1 事業実施の目的・概要</p> <p>高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域住民の力を活用した常設的な高齢者の居場所を確保するとともに、配食や見守り等の生活支援サービスを展開し、地域の支え愛体制づくりのきっかけとするためのモデル事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">実施主体</td> <td>市町村が適当と認める地域住民が参加する法人又は団体 (市町村を經由した間接補助)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>3,000千円 (1ヶ所あたり2,000千円×3ヶ所=6,000千円×1/2) ※県内3ヶ所においてモデル事業として実施予定</td> </tr> <tr> <td>想定される取組</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区公民館や既存の公共施設等を活用した日中の居場所の確保。</li> <li>・引きこもりの高齢者に対する配食等の日常生活の支援。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>3 事業効果</p> <p>地域によっては、自治会等で月に数回、ふれあいデイサービスや配食サービスが実施されているところもあるが、開催頻度が少なく、日中の高齢者の安心にはつながっていない面がある。</p> <p>このため、週に2回以上等ある程度常設的な居場所とするとともに、配食や訪問活動を組み合わせることにより、地域の支え愛の中で高齢者の安心を確保する。</p>									実施主体	市町村が適当と認める地域住民が参加する法人又は団体 (市町村を經由した間接補助)	補助率	県1/2、市町村1/2	予算額	3,000千円 (1ヶ所あたり2,000千円×3ヶ所=6,000千円×1/2) ※県内3ヶ所においてモデル事業として実施予定	想定される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区公民館や既存の公共施設等を活用した日中の居場所の確保。</li> <li>・引きこもりの高齢者に対する配食等の日常生活の支援。</li> </ul>
実施主体	市町村が適当と認める地域住民が参加する法人又は団体 (市町村を經由した間接補助)															
補助率	県1/2、市町村1/2															
予算額	3,000千円 (1ヶ所あたり2,000千円×3ヶ所=6,000千円×1/2) ※県内3ヶ所においてモデル事業として実施予定															
想定される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区公民館や既存の公共施設等を活用した日中の居場所の確保。</li> <li>・引きこもりの高齢者に対する配食等の日常生活の支援。</li> </ul>															

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
(新)鳥取型地域生活支援システムモデル事業 (地域コミュニティホーム事業)	24,000	0	24,000			(基金繰入金) 24,000												
トータルコスト	24,000千円（前年度0千円） [正職員：0.0人]																	
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い																	
工程表の政策目標(指標)	支え愛のまちづくりの展開																	
<p>事業内容の説明</p> <p style="text-align: right;">【「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」充当事業】 【「とっとり支え愛基金」充当事業】</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域にある既存の民家や公的施設等の改修、地域住民による見守りや食事の提供、ライフサポートアドバイザーの活用により費用を低く抑えた高齢者の住まいを確保するとともに、地域の支え愛体制づくりのきっかけとするためのモデル事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村が適当と認める地域住民が参加する法人又は団体 (市町村を經由した間接補助)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県 2 / 3、市町村 1 / 3</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>24,000千円 (1ヶ所当たり12,000千円×3ヶ所=36,000千円×2/3) ※県内3ヶ所においてモデル事業として実施予定</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>施設改修費及び運営費</td> </tr> <tr> <td>想定される取組</td> <td>・地域にある既存の民家や公的施設等を改修し、低額の利用料で利用できる鳥取県内の高齢者の生活実態に合わせた住まいを確保する取組。</td> </tr> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>地域住民の力を活用した高齢者の住まいを確保する事業は、全国的に見るといくつか先進事例があるが、それほど普及していない。また、利用者負担が月10万円以上となるため、利用者が一定の所得のある者に限られる傾向が見られる。</p> <p>このため、既存施設や公的制度の活用、地域住民の力を活用し、鳥取型の支え愛まちづくりの展開を図る。</p>									実施主体	市町村が適当と認める地域住民が参加する法人又は団体 (市町村を經由した間接補助)	補助率	県 2 / 3、市町村 1 / 3	予算額	24,000千円 (1ヶ所当たり12,000千円×3ヶ所=36,000千円×2/3) ※県内3ヶ所においてモデル事業として実施予定	補助対象経費	施設改修費及び運営費	想定される取組	・地域にある既存の民家や公的施設等を改修し、低額の利用料で利用できる鳥取県内の高齢者の生活実態に合わせた住まいを確保する取組。
実施主体	市町村が適当と認める地域住民が参加する法人又は団体 (市町村を經由した間接補助)																	
補助率	県 2 / 3、市町村 1 / 3																	
予算額	24,000千円 (1ヶ所当たり12,000千円×3ヶ所=36,000千円×2/3) ※県内3ヶ所においてモデル事業として実施予定																	
補助対象経費	施設改修費及び運営費																	
想定される取組	・地域にある既存の民家や公的施設等を改修し、低額の利用料で利用できる鳥取県内の高齢者の生活実態に合わせた住まいを確保する取組。																	

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 <small>（基金繰入金）</small>	一般財源	
（新）成年後見支援センター運営支援事業	9,000	0	9,000			9,000		
トータルコスト	9,000千円（前年度0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	支え愛のまちづくりの展開							
事業内容の説明				【「とっとり支え愛基金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>現在、高齢者の成年後見制度に係る相談件数は県全体で年間約1,000件弱にも及び、行政だけでは解決できない困難事例（例：認知症高齢者が親族からの経済的搾取を受けている等）も生じている。そこで、弁護士や社会福祉士、司法書士など専門人材による支援体制を整えることを目的に、「成年後見支援センター」の設立・運営を支援し、高齢者や障がい者を社会全体で支える仕組みづくりを図る。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>県内の東、中、西部の各圏域それぞれにおいてセンターが設置されるよう、県として運営支援のための予算を措置する。</p> <p>(1) 実施主体（助成先） 成年後見支援センターを運営する法人（一般社団法人等を想定）</p> <p>(2) 実施内容 センター運営支援のため、事務局に配置される専門人材（社会福祉士等）2名分相当の経費を対象として、3年間助成を行う。</p> <p>(3) 県予算所要額【9,000千円】 1ヶ所当たり3,000千円×3ヶ所＝9,000千円 ※県・市町村及び実施主体がそれぞれ1/3ずつ負担</p>								
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、県内においては、任意の専門家集団が活動し市町村等からの相談に対応するとともに、個別の事案について後見を受任するなどのサポートを行ってきたが、ボランティア的な取組みには限界があり、しっかりした組織体制の整備が必要であるという方針が関係者の間で共通認識となっている。</li> <li>・そのような中、各圏域ごとに関係者の協議が行われ、センター設置に向けた環境整備が整いつつある。</li> </ul>								